

平成29年第1回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月8日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時45分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立土別総合病院副院長	三好信之君	総務部長（併）選挙管理委員会事務局長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立土別総合病院事務局長	加藤浩美君

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部 村上 正俊 君

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 金 章 君

農業委員 会長
農務局 松川 英一 君 農業委員 会長 金 章 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 局長 竹内 雅彦 君

事務局出席者

議会事務局 局長 浅利 知充 君 議会事務局 局長 岡崎 浩章 君

議会事務局 査
総務課 主任 前畑 美香 君 議会事務局 査
総務課 主任 粕谷 幸広 君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問を通告された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、質問を許します。

15番 粥川 章議員。

○15番(粥川 章君)(登壇) 皆さん、おはようございます。

第1回定例会に当たりまして、通告に従い、一括にて質問させていただきます。

士別市における森林経営計画と林業従事者の確保について御質問させていただきます。

日本の森林は国土の約7割を占め、その面積は約2,500万ヘクタールとされ、過去40年間、森林面積の増減はないものの、一方で、森林蓄積は増え続けており、過去40年間で2.3倍に増え、特に人工林では約5倍に増加しているとされています。この理由として、日本は他国と比較して自国の森林資源を使っていないこと、また、日本で年間に利用する木材の7割以上が輸入材で占められていることが上げられています。

近年における森林の分布を見ますと、若齢の森林が少なく、45年生以上の収穫適齢期の森林割合が半分以上を占め、森林の持つ二酸化炭素を吸収する温暖化防止機能にも障害となっています。このことから、成熟した育成林を伐採し、伐採地に若い木を植林することで、資源としての世代交代が成立し、持続可能な森林資源となることが求められています。

そこでお尋ねいたします。

本市においては、市の面積のうち約74%の8万3,194ヘクタールが森林で構成され、市有林2,635ヘクタール、私有林1万2,362ヘクタールのうち、人工林の面積は7,192ヘクタールとなっています。間伐事業の大部分は、未利用間伐材利用促進対策事業より実施されており、29年度の実施計画も示され、立木販売予定も983万8,000円が計上されておりますが、30年度に予定されているこれらの計画について考えをお示してください。

また、今後、国有林の購入計画などは考えられているのでしょうか。林野庁は、2017年度から林業を核に地域活性化を目指す産地を重点的に支援する制度を実施するとされています。こ

これは、林業で地域の雇用拡大につながる計画をつくった産地を林業成長産業化地域に指定、計画実現に必要な予算として最大1,000万円を助成し、全国各地に成功事例をつくり、林業の成長産業化を加速させる考えとされています。

この事業の実施主体は、地方自治体や森林組合、これらで構成する協議会とされ、支援対象として、森林状況のデータベースをつくる情報通信技術ICTの活用、地域独自の木材の知名度や木材のブランド化に向けたPR活動、新規に林業に従事する若者を増やすためのイベントや調査実施などが想定されていますが、本市としてこれらの取り組みの可能性について考えを伺います。

また、市では平成23年度に森林地理情報システムGISを導入しておりますが、現在どのように活用されているのか、あわせてお伺いいたします。

更にお尋ねいたしますが、市では、森林作業員の育成及び林業労働者の確保のため、森林整備担い手対策推進補助事業として対象となる25人に奨励金の一部が措置されていますが、これらの方々の年齢層はどのような構成になっているのか、また、この地方の森林整備に当たる森林作業員の人数は充足されている状況なのでしょうか。

上川北部の市町村では、いずれも高い森林率を保持しているものの、木材が地域経済を潤す状況には至っていない状況ではありますが、貴重な森林財源形成を次世代につないでいくためにも、移住による森林整備の担い手確保など、自治体と民間業界と連携しながら進めていくべきと考えますが、これらについての市の御所見を伺います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。粥川議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、林野庁が2017年度に実施する支援制度での本市の取り組みについて答弁申し上げます。市有林の間伐や立木販売の今後の計画及び森林作業員の状況と担い手対策については、経済部長から答弁申し上げます。

我が国における森林、林業をめぐる情勢は、戦後植林した人工林が利用可能な段階となる一方、価格の低迷による森林所有者の経営意欲の減退や国産材の流通、利用体制の整備のおくれなどにより、林業産出額が減少するなど厳しい状況にあります。

このような情勢において、国では需要に応じた低コストで効率的な木材の生産、供給、木材利用の拡大を実現するため、間伐材の生産や作業道の整備、新しい技術による集成板などを製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備など、地域の実情に応じた森林の育成から加工販売までの総合的な取り組みを支援するため、平成25年度に次世代林業基盤づくり交付金を制定し、29年度には新たに林業成長産業化地域創出モデル事業を加えたところです。

このモデル事業は、単独または複数の市町村を含めた道や地域の関係機関などが主体となり、地域における森林作業から加工販売までの関係者による取り組みで、森林の伐採、利用、再造林などによって資源の循環が確保されるとともに、利益が地元還元されることにより地域の活性化に寄与することを目指し、事業期間を5年間とする林業成長産業化地域構想を策定し、

その採択を受けた対象地が事業の支援を受けるとされております。

具体的な支援としましては、ソフト事業では、構想の実現に向け、議員お話にありましたICTを活用した森林情報の共有や地域材のブランド化に向けた取り組みなどがあり、ハード事業では、先ほど御説明した路網整備や関連機械・施設の整備となっております。

そこで、御質問の林業成長産業化地域指定への取り組みについてであります。本事業の取り組みは、本市の総合的な林業の振興に寄与するものと考えられますが、現時点で具体的な事業の詳細が示されていないことや、事業の実施要件としてソフト・ハード両事業の実施が必要であること、また、林業成長産業化地域の指定には、林業成長産業化地域構想を策定し、林野庁において設置される選定委員会による推薦が必要であること、更に、事業の実施には多額の自己負担が必要であるほか、一部の事業体では他事業により林業機械や木材加工機械が導入されていることから、現時点で事業の取り組みは難しいと考えてはおりますが、今後、他地域の実施状況について情報収集を行い、当事業の取り組みが可能かどうかについて関係機関と研究してまいります。

また本市では、平成23年度に森林情報緊急整備事業による森林地理情報システムGISを導入し、いち早く森林情報の一元管理に取り組んでおり、森林経営計画の基礎となる森林調査簿、森林計画図など、さまざまな情報を統合するとともに、山林所有者への情報提供を行っているところであります。

全国的な課題となっております伐採のおくれは、森林の土地所有者の特定や林地境界の不明といった問題も大きな障壁となっており、28年の森林法改正において、市町村が所有者等の情報を林地台帳として整備し、その内容を一部公表することにより、伐採等の施業集約化を促進する新たな取り組みが創設されることとなりました。

本市におきましては、既に完了している登記簿に基づく土地所有者の情報をもとに、庁内の各種業務において広く活用しており、森林台帳の整備におきましても、森林情報や各種データの収集は完了しておりますことから、今後は統合された情報を分析し、本市における伐採等、森林整備の推進における課題の整理や効率的な森林施業の確立を目指し、適正な森林情報管理のもと森林整備に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、市有林の間伐や立木販売の今後の計画及び森林作業員の状況と担い手対策についてお答えいたします。

我が国における森林は、弼川議員お話しのとおり、日本の国土面積の約7割に当たり、過去40年ほどの間、総面積はほぼ一定で推移しているものの、総蓄積量は年々増加している状況にあります。

この主な理由といたしまして、議員お話しのとおり価格の安い輸入材の増加のほか、戦後、大面積で植栽された人工林が成長し、収穫期を迎えたものの、森林所有者の高齢化や経営意欲の減退

等により間伐を含め伐採が進まないことなどが、次世代への更新が進まない原因となっております。

本市における現状ですが、士別市有林面積のうち、45年生以上の人工林は1,199ヘクタールとなっており、市有林面積の約46%を占め、国とほぼ同様の半分程度が収穫適齢期に達しております。

そこで、本市の整備状況ですが、平成27年度の市有林事業につきましては、森林環境保全整備事業の補助金配分額が減少したことから、間伐事業を単年度事業である未利用間伐材利用促進対策事業により実施したところであります。

28年度につきましても、森林環境保全整備事業補助金の増額や対応できる他の事業がなかったことから、補助事業の活用は植栽と保育を優先し、間伐等伐採事業については収益が見込める立木販売により実施したところであります。

29年度における市有林事業につきましても、補助金の大幅な増額は見込めない中で、計画的な間伐を進める必要があることや、造林木の高齢化により太い木が多くなり、高目の販売価格が見込めること、また、天然林については、今後の成長が見込めない老木や利用価値の高い木を切りながら、若い木の成長を促す伐採方法を進めることとしたところであり、30年度においても、これらの取り組みを生かしながら、貴重な財産として後世に残せる山づくりを進めてまいります。

また、国有林の購入につきましては、戦後、地方自治体の脆弱な財政基盤を補完する財源として国有林の売却が行われましたが、現在は、二酸化炭素の吸収源、水資源の確保や山地災害の防止など環境の保全に重点が置かれ、その管理につきましては国において実施するものと考えており、現段階での購入の計画はしておりませんが、本市において有益となる山林がある場合につきましては、検討してまいりたいと考えております。

次に、森林作業員の状況と担い手対策についてであります。

本市の森林整備担い手対策推進補助事業における平成29年度の対象予定者の年齢構成につきましては、20歳代が2名、30歳代、40歳代が各6名、50歳代が8名、60歳以上が3名の計25名となっております。

また、市内における林業事業体の森林作業員の充足については、現時点では人員の不足はないものと認識しておりますが、機械運転手や高齢化による退職を見越した新規採用者の確保が必要との意見も伺っているところです。

28年度における森林整備担い手確保に係る各種制度の活用につきましては、本市も負担している森林整備担い手対策推進補助事業補助金のほかに、新規就労者対策の新規参入定着支援事業では2事業体で2名が、林業作業士として基本的な知識・技術の習得を図る緑の雇用現場技能者育成推進事業では、2事業体で3名が活用しております。

27年度に道が実施した林業労働実態調査によりますと、道内における自治体の76%は労働者が不足、あるいはやや不足と答えており、また道内林業労働者の21%、805人は65歳以上であ

るのに対し、新規就労者は185名であることから、今後更に労働力不足が進むと考えられ、抜本的な対策が必要と考えるところです。

道外では近年、林業関係の学校が相次いで開設され、より実践的な教育を受け、卒業後は即戦力として期待されており、道内においても、今後主伐期を迎える多くの人工林やバイオマス発電の燃料としての伐採作業、更にその後の造林・保育作業の即戦力となる新規就労者の育成や担い手確保が重要と考えておりますことから、どのような対策が有効かについて、今後林業事業体や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君） ありがとうございます。

再質問ではないんですけども、私も議員になる前に、農業をしながら林業に30年間従事してまいりましたので、森林に対する思い入れが深くございまして、今、道産材が本当に注目を浴びているということでございまして、市でも糸魚小学校や上士別小・中学校、そして市内の保育園、今度、また新庁舎についても木材がふんだんに使われるのではないかと、こんなふうに期待をいたしております。

また、昨年の予算委員会では村上議員から、この市有林のことにつきまして、50年前に建て直したこの現在の庁舎、そして市民会館は市有林の売却によって建設に充てられたということございまして、本当にこれから木材の活用を大いに期待したいと思っております。

鶴岡畜産林務課長は、元、朝日営林署にも勤めておられた経験がございまして、士別のこの森林についてはもう本当に体でわかっている貴重な方でございまして、どうか今後においても、この市有林の適切な管理と立木の有利な販売に向けて御尽力を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（丹 正臣君） 4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

きょうは本当に暖かい日の中、今、士別管内におきましても、タマネギの播種作業、また今後、ビートのハウス作業に向けて走り出しております。

また、今年は災害のない年になり、よい年を迎えたいという思いを込めまして、今後の農業について伺います。

農地の大規模化、法人化についてですが、国は農地中間管理機構のもと、農地の集積、集約化を進め、平成35年まで全農地面積の8割を政策目標に掲げ、農地集積を推進し、農地の大区画化、汎用化を進めることとあわせ、集落営農の組織化、農業経営の法人化を進めています。

本市においても、国営農地再編整備事業で農地の大区画化を図り、農業経営の法人化に至っており、今後については中士別地区で道営の農地再編が始まろうとしております。

大規模化によりコストを下げ、やりがいのある安定した農業経営を進め、農業未来都市のモデルとして進めていただきたいと思いますと思いますが、忘れてはならないのは、地域のコミュニティづ

くりと、本市の農業を支えてきた家族農業であります。今後、大規模化、法人化とあわせてどのような農業、農村づくりを目指していくのかについて伺いたいと思います。

次に、トヨタ自動車の農業管理システムについて伺います。

皆さんもトヨタ自動車のカイゼンという言葉を目にしたことがあると思います。トヨタは自動車事業で培った生産管理の手法や工程改善のノウハウを、米生産業法人向けの農業IT管理ツール「豊作計画」を開発し、今まで愛知県で農業の改善を行ってきています。

この豊作計画は、米生産法人がスマートフォンやタブレットの端末から簡単に利用できるシステムで、作業が効率的にできるように日ごとの作業計画が自動的に作成され、GPSで農作業が集中管理できるシステムと伺っておりますが、今回、北海道とトヨタ自動車が農業で連携する協定を結び、1として、経営感覚のすぐれた担い手育成、人材育成、2として、生産活動の効率化、高度化、3として、北海道農業に適した経営改善システムの実証となっており、その中で、道内初、士別市でIT農業管理ツールの実施試験となっておりますが、士別市がこの試験先となった経過と、今後どのような農業法人でこのトヨタの豊作計画を利用し、士別農業に生かす考えか伺いたいと思います。

次に、米の生産調整について伺います。

昭和45年から米の生産調整が始まり、水田の減反政策へと走り出しました。この年は大阪万博が開催された年で、国際志向により日本人の食事も欧米化し、米離れに拍車がかかったのも事実であります。全国の稲作面積は、昭和44年、317万ヘクタールをピークに、平成28年では138万ヘクタールと、半分以下の作付になりました。

現在、士別市においては、2,770ヘクタールを作付しており、上川管内においては、旭川市、名寄市、士別市と3番目に多い作付をしております。ですが、稲作農家の高齢化、お米の消費低迷、価格の低迷などもあり、毎年作付が減少に至っております。

こうした中、米の生産調整が2018年から国による生産数量の配分廃止がされ、産地が主体的に生産調整をする時代になり、各都道府県、市町村行政、生産者団体が一体となって需要に応じた今後の生産に取り組むと聞いていますが、どのような仕組みになるのか、また、稲作農家への作付の不安を抱かせない対応と、本市の基幹産業における農業の主要な作物ですので、作付面積を減少させない対策についてお聞きします。

また、米の直接支払交付金が今年で廃止されます。この財源においても、水田農業への更なる対策にしっかりとした活用をするように求めていただきたいと思います。

以上申し上げ、これらについての考えをお聞きします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、大規模化、法人化について及びトヨタ自動車の農業管理システムの取り組み経過と今後について答弁申し上げ、システム内容及び米の生産調整見直しについては経済部長から答弁申し上げます。

初めに、農地の大規模化、法人化についてですが、本市の経営耕地面積はおおむね1万4,500ヘクタールで推移し、規模別農家の割合で比較しますと、20ヘクタール以上が平成12年で15.2%だったものが、22年には31.2%、27年には35.9%と増加しており、1戸当たりの経営耕地面積は年々拡大傾向にあります。

特に、地域農業の中心となる経営体については、20ヘクタールを超える農地を有しており、大規模化が進み、家族労働力だけでは全ての作業を行うことが困難な農家もあり、新たな労働力の確保が必要となっています。

このため、農家戸数の減少に伴い、今後作業効率の悪い農地が未作付となることが懸念され、このような状況に対する危機感から、作業効率のよい基盤整備事業の要望や、担い手や労働力確保の要望を多くいただいていたところでもあります。

基盤整備事業については、上士別地区でモデル事業として国営農地再編整備事業、中士別地区では道営事業により大区画化に着手し取り組んでいるところです。

また、新たな労働力の確保については、地域コミュニティづくりの視点も含めた受入農家協議会が設立され、各地域へ新規就農者の受け入れを進めており、小規模、高齢農家への労働力対策としては、コントラクター組織の設立推進など労働力調整システムの構築を進め、加えて、国営上士別地区では、法人化、ICT農業による省力化も推進するなど、大規模化、担い手不足、労働力不足解消に向け、さまざまな取り組みを進めているところです。

そこで、大規模化、法人化とあわせた地域コミュニティの維持、農業・農村づくりの目指すべき方向性についてですが、村上議員のお話のとおり、大規模経営や法人化、大区画化等による効率化、生産コストの低減は、将来農業の目指す姿として大切なことでもあります。一方で、離農による農家戸数の減少により、地域コミュニティの崩壊につながるなどの懸念もあり、今後も持続的に農業が発展していくには、野菜等が中心の小規模経営農家や高齢農家などを含めた家族経営が基本であり、多様な農業形態、人材が地域に安心して営農していけることが重要で、活力のある農村につながると考えているところでもあります。

今後においても、農業の原点である土づくり、人づくりと、農業所得の向上に向けて収量アップを基本としながら、活力ある農村づくりを基本目標に、足腰の強い農業・農村を目指し、さまざまな取り組みを進めてまいります。

次に、トヨタ自動車の農業管理システムについてですが、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱の一つである農業未来都市創造において、地方創生の連携協定を締結している北海道銀行からの提案もあり、他県の大規模農業法人で生産性の向上や人材育成ですぐれた成果を上げている農業IT管理ツール豊作計画と、トヨタ自動車のスタッフがサポートする現場改善を士別市に導入できないか検討した結果、平成28年12月19日に、士別市、JA北ひびき、トヨタ自動車、北海道銀行、道銀総研を構成員として、またオブザーバーを北海道とする、ICT営農支援システム研究プロジェクトを設立いたしました。

北海道農業での利用は初めてで、事業期間については28年度から30年度までの3年間と設定

し、現在、市内の農業法人あさひ、有限会社ディリーサポート士別、中士別の農事組合法人育栄ファームの3法人で実証実験に着手しているところです。

なお、北海道とのかかわりについては、時を同じくして北海道も導入を検討していたことから、本年2月22日にトヨタ自動車と協定が締結され、本市での導入実証に対し積極的に支援すると表明されたところであります。

今後の農業法人での利用と士別市農業での効果的な活用方法については、実証実験を行っている3つの法人を通し、そこで得た導入ノウハウと実績をもとに、地域の営農支援ツールとして確立を目指し、グループ作業や法人化をしている農家の利用を推進し、農業経営の向上や新たな法人化等、経営の組織化、大型化する士別市農業の経営体質の強化を目指してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、豊作計画のシステムの内容及び米の生産調整の見直しについてお答えいたします。

初めに、豊作計画のシステムについてですが、現場スタッフのスマートフォンに圃場の位置や個人もしくは全員の作業内容が表示され、作業の開始・終了を押すだけの簡単な操作で、作業時間の集計や、事務所に戻らずその場で作業日報の入力、作成ができる機能のほか、着手する作業や圃場の順番などの情報共有、作業の進捗状況の把握等、作業工程を管理する機能や蓄積したデータを集計する機能があります。

また、スマートフォンやパソコンで蓄積したデータを分析して作業の改善点や無駄な箇所を見つける現場改善は、トヨタ自動車の改善スタッフのサポートとセットとなっており、法人の従業員が問題点について話し合い、自主的に改善していくことにより人材育成も図られる効果が期待されるところです。

次に、米の生産調整の見直しについてですが、平成25年6月閣議決定された日本再興戦略に基づき、同年12月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいて示されました。具体的には、需要に応じた生産を推進するため、国による生産数量目標の配分に頼らずとも、需給見通し等を踏まえつつ、自治体、生産者や集荷業者・団体が一体となり、円滑に需要に応じた生産が行えるよう取り組むこととされました。

また、見直しの工程として、30年産をめどとすること、更に、国による配分廃止後の体制については北海道農業再生協議会が担うこととされ、現在、北海道においても30年産以降の対応について検討がされてきたところであります。

昨年12月に北海道が公表した北海道における30年産以降の米政策改革への対応に係る基本的な考え方によりますと、北海道産米価格の安定による農家所得の確保を基本として、稲作経営の安定化を図っていくことが必要との基本認識のもと、具体的な仕組みとして、国の生産数量目標にかわる生産の目安の設定と推進を北海道農業再生協議会及び本市も含めた各地域農業再生協議会が担うこと、また、生産の目安の設定に当たっては、国が示す全国の需給見通しに基

づく北海道シェアを基本とすること、あわせて、水稲作付面積の維持・確保のため、主食用米のみならず、加工用米、備蓄米、飼料用米等、新規需要米を含めた水稲全体とする方向となっております。

以上のことから、本市における30年産以降の米の生産においては、現在検討がされている北海道が示す仕組みが米価の安定による農家所得の確保や地域の水稲作付面積の維持につながるものと考えているところであり、あわせて、議員御指摘のとおり、今後の見直しに対する農業者の不安を払拭するためにも、ただいま申し上げました30年産以降の取り組みについて、適宜情報周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、米の直接支払交付金の廃止についてであります。国はただいま申し上げました農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、諸外国との生産条件格差から生じる不利はないこと、また、一律の交付が構造改革にそぐわない面があるとして、26年産から、それまでの10アール当たり1万5,000円を半額の7,500円に、30年産からは廃止し、その財源の用途については検討中とのことですが、財源の活用については、さきに述べた30年産からの需要に応じた生産が着実に推進できるよう、さまざまな機会を通じて国に要請してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 次の質問に移ります。

次に、地方創生について伺います。

本市は地方創生の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を立て、未来の人口ビジョンのもと、農業未来都市、合宿の聖地の2本立てで、平成27年から31年までの5カ年計画で進んでいます。

まだ2年が経過した道半ばですが、重要業績評価指標KPIの31年までの達成は大変厳しい目標でもあると思いますが、人口減少に歯どめをかけ、安定した雇用をつくり、若者が育つ地域社会を目指し、今まで以上に地方創生に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、地方創生の一つとして、ふるさと納税があります。好きな地域を選んで寄附ができ、寄附をすることで税金が控除され、寄附の使い道を指して地域の応援ができ、更には寄附金額によってお礼の品がもらえます。近年においては、加熱する返礼品競争により、生まれ故郷や応援したい自治体をサポートする理念からかけ離れた返礼品もあり、是正を求める声もあることも事実であります。2016年度の全国寄附総額が前年度の2倍程度になり、2015年には1,653億円で、2016年では3,000億円の寄附総額になるそうです。これまで1自治体で10億円の寄附が集まったこともあり、まさにふるさと納税バブル模様であります。

北海道のふるさと納税2016年ランキングでは、1位網走市、2位喜茂別町、3位美幌町となり、いずれも2万件以上の寄附がありました。そこで、士別市のふるさと納税実績では、平成25年度では1,175件、26年度では1,379件、27年度では1,044件、28年度12月までは340件となっております。3月末まで1,000件台の大台に乗ることは難しいと思っております。この寄附件数の

低迷についてどのように分析されているのか、今後の対応を含め考えをお聞きします。

また、ふるさと納税自治体調査では、この制度の8割の自治体が評価し、返礼品制度の是正を求める声も6割を超えました。これらを踏まえ、本市のお考えを求めます。

次に、企業版ふるさと納税の活用について伺います。

この企業版ふるさと納税は、平成28年に創設した税制です。一般的には、企業が地方自治体に寄附すると、損金算入され、約3割が軽減されます。例えば1,000万円の寄附をすると、企業は実質700万円の負担ですが、企業版ふるさと納税では、企業が自治体の地方創生プロジェクトに寄附した場合、損金算入に加え、寄附金の3割税額控除が上乘せされ、税負担軽減効果が約6割になります。例えば1,000万円の寄附だと、約400万円の实質負担で済む税制です。最低10万円から寄附ができ、中小企業でも取り扱いしやすくなっております。

北海道では、美瑛町が企業版ふるさと納税に取り組んでおり、活用する事業としては、日本で最も美しい村づくりを推進、目的に、美瑛町の魅力ある景観を将来に引き継ぐ取り組みで協賛いただける企業を募集しております。士別市においても、地方創生の農業未来都市、合宿の聖地に生かせるような企業版ふるさと納税に取り組んではどうでしょうか。企業が地方創生プロジェクトに魅力を見出せるようなアイデアが必要です。アイデア次第ですばらしい地方創生につながります。

以上申し上げ、これらについての考えを求めます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市におけるふるさと納税、ふるさと応援寄附金の状況についてです。

昨年度は1,044件の寄附が寄せられ、特に高額な寄附があったことから、その総額は3,825万1,000円と、寄附額としてはこれまでの最高となりましたが、本年度においては、2月末現在、寄附件数364件、総額は908万2,000円となっているところです。

本年度における寄附件数低迷の要因として考えられるのは、ふるさとやゆかりの地などの制度創設時の趣旨から大きく外れ、物の高価さやネームバリューなど一般的に高い魅力を感じる返礼品を用意する自治体に寄附が集中している傾向にある中で、その反動が生じたことが一因と考えています。

また、寄附手続の簡素さにおいても、本市の場合、ふるさと納税の大手インターネットサイトから直接寄附できるシステムに対応していないことも、その要因になっていると判断しています。

こうしたことから、一つには、本市においても新年度からこのシステムを導入する考えです。また、返礼品についても、公募によって選定した本市特産品など、これまでの19種類から96種類へと大幅に拡大する予定であり、あわせて、これまで同一年度内では1回に限定していた返礼品送付の取り扱いを見直し、寄附件数に応じて送付することにしていく考えです。

ふるさと納税をめぐるのは、過剰な競争状態にあることに対する賛否の声や、高額な返礼品

でネット販売の特売状態になっているとの指摘がある一方で、地域や特産品の大きなPRになっていることなどの点では、その効果を評価できる側面もあります。

本市としては、こうしたメリットを生かすとともに、制度本来の趣旨である、寄附金を活用して豊かな地域社会の形成などを推進することを基本に、地域の魅力の発信や地場産業の振興、地元特産品等の販売促進など、地域経済の活性化を図るとともに、貴重な財源確保に向けて制度の活用を進めてまいります。

次に、企業版ふるさと納税についてです。

昨年の第2回定例会で松ヶ平議員の御質問にもお答えしたとおり、本年度の税制改正によって盛り込まれたこの制度は、地方版総合戦略に位置づけた事業のうち、地域再生計画として国の認定を受け、地方創生に効果の高い事業に賛同する企業が寄附した場合、これまでよりも有利な税制上の優遇措置が受けられるという仕組みです。

制度の活用に当たっては、計画に位置づけた事業が企業の理念や社会的責任、いわゆるCSRに合致することも重要であり、企業側の理解を得る取り組みを進めるとともに、本市の事業を広く周知し、趣旨に賛同していただける企業を募ることになります。

企業版ふるさと納税は、地方創生に取り組む自治体にとって有効な財源確保策になり得るとともに、寄附を行う企業にとっても、地域貢献や企業イメージの向上にもつながるものであるとの考えから、現在全国で157件、道内では6件が認定されています。

この間、本市においても、この企業版ふるさと納税の活用については調査・研究を進めてきたところですが、現在具体的な計画を策定するには至っていない状況にあります。しかしながら、一方では、誘致企業からさまざまな社会貢献や寄附もいただいているところです。こうしたことから、引き続きゆかりのある企業との情報交換にも努めながら、本制度の活用も含めて地方創生に向けた取り組みを一層推進してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 最後の質問になります。

自然災害の備えについて伺います。

昨年は道内においても連続台風により甚大な災害をもたらしました。本市においても、河川の氾濫を初め、住宅の浸水、道路など公共施設にも大きな被害をもたらし、市民への避難情報伝達に初めてとなる携帯電話の避難メール、自主避難、避難指示を出し、地域によっては直接電話をかける避難指示もありました。

そこで、避難情報の工夫についてですが、市町村が発令する避難情報の切迫度の順に、避難指示、避難勧告、避難準備情報の3段階がありますが、避難準備情報には、一般的に避難の準備を促すだけでなく、高齢者や障害者の支援の必要な人に対して避難を始めるよう求める意味があります。

昨年、岩手県岩泉町の高齢者施設で入居者9名が濁流により犠牲になりました。台風10号に

よる集中豪雨で避難準備情報の意味を施設側が理解せず、逃げおくれの一因となったと考えられます。避難準備を待機という意味にとる人もいて、日常用語で避難所へ行きましょうと伝える必要があります。

本市においても、山や河川に近い住居や高齢者施設も多くあります。避難準備情報の意味が浸透していないことがあり、移動が難しい人は早目に避難してくださいと、わかりやすい言葉に言いかえる工夫が必要だと思います。これについての考えを求めます。

次に、小型気象レーダーの利用について伺います。

国は、局地的災害が多いことから、小型気象レーダーで自治体が独自の地域豪雨の前兆をつかみ、降雨量や浸水域を予測して5分以内に住民に知らせるシステムを開発しました。急激な積乱雲の発達による局地的短時間集中豪雨の発生を予測ができ、局地豪雨を追跡しやすい小型レーダーで、観測範囲は半径数十キロと狭いが、持ち運びが可能で、ビルの屋上などに設置ができ、降雨量や1時間先の浸水域を予測するソフトを連動させ、自治体が市民に避難指示を早く出せたり、災害対策を早く講じたりできる小型気象レーダーです。

国は導入を希望する自治体に整備費の半額を上限に補助するとしています。私たちの地域にも自然災害が頻繁に起こっており、市民の生命を守るためにも、災害を予測し、早い対応が求められます。

本市においては、防災情報を利用し、気象衛星によるリアルタイムの雲の動きを予測し、雨量、降水予報などで防災対策に役立てていますが、今の取り組みとあわせ小型気象レーダー整備の検討を進めるべきかと思いますが、これについての考えを求めます。

次に、災害用機材ドローンの運用について伺います。

2015年に首相官邸屋上に落下したドローンが発見されたことがありました。その後ドローンが有名になり、さまざまな航空規制にもつながりました。ドローンとは、無線の遠隔操作される無人飛行物体をいい、また、もとは雄蜂の意味で、みずから判断しながら自律飛行する無人機ともいいます。このようなことから、空中の電線なども判別し避けて通る自律制御型ドローン、宅配型ドローン、防除を行う農業ドローンなど産業用ドローンが目覚ましく発展を遂げています。

災害用ドローンについては、LEDライトで夜間対応もあり、携帯電話、無線機などをパラシュートで落下させ救助者に届けたり、無線スピーカーによる避難指示を出したり、高画質のカメラによる動画の撮影が可能など、災害の対応に適したさまざまなドローンもあります。また、ヘリコプターと違って飛行中の音が小さく、助けを求める被災者の声を拾うことができ、人命救助に有効といえます。人が立ち入ると危険な場所でも状況を確認できる強みがあり、平時などはインフラ点検などとして使用し、災害時には救援用として利用できます。近年、自然災害が多い中、災害用機材ドローンの運用を考えてはどうでしょうか。

以上申し上げ、これらについての答弁を求めます。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、避難情報のわかりやすい表現についてです。

災害時の避難情報については、これまで避難準備情報、避難勧告、避難指示の3つの区分で発令されておりました。しかし、昨年の岩手県における高齢者施設での犠牲者発生を教訓に、内閣府のガイドラインが本年1月に改正され、避難情報の用語をよりわかりやすくするため、避難準備情報については、避難準備・高齢者等避難開始に改められ、避難指示については、避難指示に緊急の文言が付されました。

お話のとおり、避難情報については、その趣旨をきちんと理解してもらえることが必要なことから、今後において、全国統一基準として改正された用語を使用することはもとより、見直しを予定しているハザードマップへの掲載や広報、ホームページなどにより発令区分ごとの基準や対応も含めて、その周知に努めてまいります。

また、現在、自主防災組織や自治会に対して、災害時における防災情報を積極的に伝達する仕組みづくりを進めているところであり、正確かつ適正な情報の提供と、地域での共助が更に進むよう検討協議を進めてまいります。

次に、小型気象レーダーの導入についてです。

大雨時などの気象情報について、現在本市では、気象庁の防災情報や国土交通省の川の防災情報によって雨雲の状況や降水量などの情報収集を行っております。特に川の防災情報では、降水量に加えて、天塩川や温根別川など各河川の水位情報も収集できることから、増水の状況などを把握するとともに、避難情報の発令に当たっても活用をしているところです。

今回、国が開発した小型気象レーダーは、局地的豪雨の予測も可能であることから、都市型浸水の可能性の高い首都圏を中心に導入が進むものと見込まれます。お話のあった国の交付金事業は、1台2,000万円の費用の2分の1を助成するものですが、基本的に県庁所在地など都市機能が集積し、浸水実績のある場合を想定しているなど、本市が本事業の対象となるには、その要件が極めて難しい状況にあります。こうしたことから、当面は現状の手法で情報収集に万全を期す考えですが、他の気象観測装置も含めて、今後の導入の可能性について調査・研究してまいります。

次に、災害用機材としてのドローンの運用についてです。

今やドローンはさまざまな分野で活用されており、災害対策としては美瑛町が火山活動観測のため高性能ドローンを導入しております。本市では、秘書広報課において汎用型のドローン1台を管理しており、主に広報業務に使用しているところですが、昨年夏の災害時には、被害状況を確認するため使用し、土砂崩れによって立ち入りできない箇所状況把握を行ってまいりました。

したがって、まずは現在保有しているドローンの有効な活用についての検討を優先し、災害機材としてのドローンの導入については、極めて高額であることや、操縦者の技術養成などの課題もありますことから、その必要性も含め検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 最後に、今回の災害に対してのドローンの活用は、本当に今後期待できると思うんですよ。やはり今後消防等で、いろいろな議論の中で購入の検討を進めていただければ、本当に士別の災害には役に立つと思いますので、どうぞ検討をお願いしたいということで、最後の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 9番 国忠崇史議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 2017年第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1のテーマとして、JR北海道と本市との関係について取り上げます。

最初に、名寄以北も含めたJR宗谷本線、すなわち旭川から稚内間の全体について、この路線体系維持について、私は昨年第1回定例会でも取り上げた次第です。あれからの1年間について、市は引き続きどのような取り組みをしたかについて、まずお聞きするものです。

特に、昨年北海道庁内に設けられた鉄道ネットワークワーキングチームが本年2月7日に、将来を見据えた北海道の鉄道網のあり方についてと題した報告書を北海道知事に提出しました。その中では、宗谷本線についてこう書かれています。ロシア国境に近接する宗谷地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全に重要な役割を果たしている特定有人国境離島地域（利尻、礼文）を有し、産業の振興や生活条件の改善を通じて定住の確保等を図ることが不可欠であり、今後のロシア極東地域と本道との更なる交流拡大の可能性を踏まえ、引き続き鉄道の維持を図る必要がある、このように書かれています。

さて、今後北海道とどのように連携していくのか、くだんの報告書を踏まえた本市の考え方を伺うものです。

次に、本市市内に現存する4駅について具体的な話に入ります。

まず、士別駅駅舎の改築について、どのような話が浮上しているのでしょうか。例えば、最近の例では、JRが提示した改築案をのむことができず、比布町の全負担でカフェつきの駅舎を建てた比布駅の例を思い浮かべてしまうのですが、士別駅についてはJR側には費用負担の意思があるのか、ないのかについて、どのような感触なのでしょうか。お伺いします。

次に、下士別、多寄、瑞穂の3駅についての管理状況を伺います。この3駅については、駅舎付近の保全は行われているものの、駅周辺の線路際の草刈りなど定期的な営繕をJRが余りやらなくなったなどの話も地域住民から出ているところです。草刈りや除雪などの負担区分はどうなっているのでしょうか。

更に、下士別と瑞穂の両駅については、1日の乗降客が1桁であると思われ、いつ廃止を言われても仕方がない状況にも思えます。JR北海道の最近の傾向としては、地域住民への打診もほとんどないままに、いきなり廃止を通告するような態度ですが、もし通告されたら市としてはどうするのでしょうか。

次に、乗客増加に向けた施策について質問します。

宗谷本線における昨年の目立った例でいうと、三浦綾子の小説「塩狩峠」のファンが全国から集まり、臨時列車を運行しました。本市で考えると、例えばスポーツ合宿者が空港への送迎を必要とせず、鉄道を利用した場合に、市から幾ばくかの支援をするなど、さまざまな工夫をもって宗谷本線乗車の機会を増やす必要があると思います。そういった施策の考えはあるか否かを伺います。

次に、公務出張について取り上げます。

本市の職員が出張時に鉄道を利用している割合は、現状でどの程度でしょうか。特に、旭川市永山にある上川総合振興局に出向く場合に、JR永山駅まで利用するケースも考えていいのではないのでしょうか。また、多寄士別間など短区間利用も検討の余地はあるのではと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、市役所内に公共交通専門職員を置くべきであるという提案を行います。

これから頻繁にJR北海道との折衝や公共交通網維持に向けた近隣市町村との打ち合わせが増えてくることは明々白々であります。本定例会初日に審議した道北バスへの補助金の例でもわかるように、これからは機敏に反応しなければならない新しい課題もどんどん入ってくるものと思われまます。

目を転じてみれば、スポーツ合宿関係などはある程度専門的な本市職員が窓口となっており、合宿者との長年の信頼関係もできています。この際、鉄道とバスに関連しても、同じように専門的な職員の養成と配置を考えるべきではないでしょうか。お答え願います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、宗谷本線維持に向けた取り組み、乗客増を目指した施策、士別駅舎の改修及び公共交通専門職員の配置について答弁申し上げ、士別駅以外の3駅の管理状況及び職員の出張時におけるJRの利用については、総務部長から答弁申し上げます。

JR北海道は、昨年3月、美深駅の無人化や名寄以北における運行本数の削減などを示し、更に11月には、JR単独で維持可能な路線と、単独では維持困難な路線を公表するとともに、持続可能な交通体系のあり方について沿線自治体と協議するとしました。

公表された宗谷本線の取り扱いは、区間により結果が分かれ、名寄・稚内間が単独では維持困難な路線とされた一方、旭川・名寄間は本市も株主となっている北海道高速鉄道開発株式会社が特急車両を保有していることもあって、単独での維持が可能な路線と位置づけられました。

JRの路線見直しの公表を受けて、北海道は、昨年11月に北海道運輸交通審議会に鉄道ネットワークワーキングチームを設けました。ワーキングチームは4回の会議のもとに将来を見据えた鉄道網のあり方をまとめ、2月7日知事にその結果を報告したところです。

この報告書では、道内の鉄道網を6つの類型に区分した上で将来を見据えた方向性を示しており、宗谷本線は国境周辺地域であり、引き続き鉄道を維持する必要がある路線とされました。個別の路線の存廃が明らかにされていない中で、宗谷本線については維持が必要と位置づけら

れたことは、路線の維持存続に向けて一筋の光が見えたものといえます。

この間、本市としても、関係市町村との連携のもと、さまざまな取り組みを進めてきました。私は、JRの問題については、鉄道が生活を支える最も基礎的な公共交通機関であることから、個別の路線としての問題ではなく、北海道全体の問題として捉え、オール北海道で取り組むべきと申し上げてきたところです。特に北海道に対しては、こうした考えのもと、知事の強いリーダーシップの発揮により、これからの鉄道のあり方を示した上で、その取り組みをリードするよう求めてきたところです。

このような中で、道は今月中に鉄道網も含む道内の公共交通の将来像を取りまとめるとしており、本市としてもその内容を踏まえ、今後の対応を検討していかなければならないと考えています。

これまでの取り組みとして、昨年7月にJR北海道の島田社長が鉄道事業の抜本の見直しについて会見した以降も、沿線自治体等で構成する宗谷本線活性化協議会との連携のもと、JRを初め国や北海道に対して路線の維持存続に向けた要請活動を行ってきました。また、北海道市長会や上川総合開発期成会を初めとする広域の3期成会でも国や北海道、北海道議会などに要望を行い、地域の思いを伝えてきたところです。

今後においても、関係自治体との連携のもと、国への支援要請を初め、道に対しても、道民の足を守る取り組みの推進を強く求めてまいります。

次に、利用客の増加に向けた取り組みと士別駅舎の改修についてです。

道のワーキングチームの報告書において、宗谷本線は維持すべき路線として位置づけられたところですが、JRの経営面での視点はもとより、地域住民が一体となった機運の醸成を図る意味でも、国の支援や経費の削減とあわせて、地域としても利用の拡大を図ることが必要です。

人口減少と少子高齢が進む中であって、即効性のある施策は難しいものがありますが、宗谷本線活性化協議会や期成会、市長会などを通じて利用増加や路線維持に向けた協議を行うほか、利用者目線に立った運行やサービスなどの提供についても検討し、必要な改善についてJRに提案するとともに、地元として可能な範囲での取り組みを進めてまいります。

こうした視点からも、本市独自の取り組みとして、駅前の再整備にかかわっては、新たな複合施設を単体で建設するのではなく、JR士別駅舎と一体的に整備することが望ましいと考え、検討、協議を開始したところであり、JRと路線バスの結節機能、市民や来訪者向けのコンビニ店舗、市民が憩える多目的スペースなどの配置のほか、快適で衛生的なトイレの整備など、機能と利便性や快適性を高め、JRと路線バスの利用促進にもつなげたいと考えているところです。

改修に当たっての協議では、コンビニスペースや多目的スペース、トイレなどは本市が改修費用を負担し、主にJRの営業に直接関係するスペースについてはJRが負担することが基本となっていますが、維持管理も含めた詳細な負担割合については継続して協議を進めてまいります。

次に、公共交通専門職員の配置についてです。

鉄道やバスなどの公共交通のみならず、さまざまな分野で特定の業務に携わる専門職員を配置することは、もちろん理想ではありますが、本市の自治体規模を踏まえた現状の職員数や組織体制においては困難な状況にあります。したがって、今後も現体制を基本としながら最大限の取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、士別駅以外の3駅の管理状況と職員の出張時におけるJRの利用についてお答えいたします。

初めに、下士別、多寄、瑞穂の3駅の管理についてです。

これら各駅については、JR士別駅が所管、管理している中で、駅員が直営で草刈りを行っている状況にあり、専門の作業員ではないため、頻度や仕上がりについては多少のばらつきが生じる場合もあるとのことでした。

また、各駅の廃止の可能性について伺ったところ、JRが実施している利用状況調査では、3駅ともに定期的な利用者がいることを確認しており、廃止対象外であるとのことでした。

しかしながら、今後利用が不定期になった場合のことも想定し、JRの調査だけに頼ることなく、本市としても独自に利用状況を調査し、地域にとって必要な駅であることを訴えられるようにしていく考えです。

次に、職員が出張する際のJRの利用についてです。

職員が出張する要件としては、電話や郵便などの通信連絡手段では円滑な公務の遂行が困難な場合であって、予算上、旅費の支給が可能な場合に限るものとしており、必要最小限度の人員と移動時間を含む最短期間とすることを定めています。また、旅費については、最も経済的な経路と方法によって計算することとなっています。

したがって、職員が出張する際の移動手段を公用車利用とするか、公共交通機関の利用とするかについては、その内容や目的地、出張者数などによって命令権者が総体的に判断している状況にあります。このような中で、全庁的な利用割合などは把握していませんが、例えば札幌市などへの少人数での出張に際しては、基本的に公共交通機関を利用することとしています。

お話のありました上川総合振興局や近隣市町への出張と、市内移動時の交通手段については、その時間帯によっては、単なる待機時間が発生してしまうほか、駅から目的地までの移動にも課題があること、また費用面からも妥当性が低いことなどから、公用車使用を基本としています。特に、名寄市や和寒町など近隣の市町への出張については、日当を含め旅費は一切支給せず、効率性や経済性の観点から公用車の使用を基本としているところです。

なお、こうした中で、冬期間の長距離移動においては、交通事故のリスクなども考慮しJRの利用を促進しているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再質問いたします。

今、総務部長の答弁で、まず、下士別、多寄、瑞穂の利用状況を市が独自に調査するというのは、これは高く評価したいと思います。よく鉄道ファンの間で言われているんですけども、JRの調査って11月だというんですよね。11月って一番観光客も来ない時期で、あと青春18きっぷとか、そういう鉄道ファンが使う切符の有効期限じゃないときに、わざとと言ったら悪いんですけども、そういう時期を選んで調査しているので、乗降客、非常に低い数字出てくるというふうに言われていますので、ぜひ市で利用実態を調査していただきたいと思います。

再質問は何かといいますと、士別駅を改築して交通の結節点にするんだと市長の答弁ありましたけれども、私は結節させるのであればさせるほど専門の職員が必要になるんじゃないかと思うんですよね。

なぜかという、バスと列車のターミナルにするということは、バスをこうしてほしいという要望にも応えつつ、列車の利用客の要望にも応えると。例えば、市民の中からも、駅南自治会、観月自治会から、去年の6月に東西回りのバスをこういうふうに運行してくださいという要請書が出ていますよね。そういう要請に応えながら、また循環バスが鉄道に接続をよくすると、そういうふうに機敏な対応をするためには、やっぱりすぐに鉄道こうなっているからこういうふうな運行がいいんじゃないかというふうに、アイデアを出せる人がいないといけないと思うんですよね。

やっぱりこの前の2月22日に道北バスへの補助金176万1,000円も議決しましたけれども、これも黙っていれば、どんどん来年、再来年と膨らんでいく可能性もあるし、いろいろなことがころころ変わってくるんですよね。つい4日前にもJRのダイヤ改正で、札幌に直通する特急、今まで3本あったんですけども、1本になっちゃった、そういうときにどう対応するか。本当にすぐに対応しなければならないと。

最も大事なことは、ある程度士別市でこれだけ公共交通を重視しているという姿勢を、JRやほかの市町村に対して示す必要もあって、それで、私はある程度専門的な職員を置くべきではないかと提案した次第です。

今、さまざまなことを申し上げましたけれども、それを踏まえて、もう一度この専門職員について答弁いただけますでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再質問にお答えをいたします。

今、市民ニーズに応える仕事というのは、それぞれの職場におきまして、少子高齢社会もあるわけでありますから、ニーズも非常に増えてございますし、対応策も非常に的確に打たなければならないという状況がたくさんございます。そういう中で、少数精鋭の中で、今、職員については一生懸命頑張りながらそれぞれの対応に接しているところであります。

先ほど申し上げたとおり、現在このJRの問題、あるいはバスの問題を含めたこの結節点の問題もあるわけでありましたが、これらの対応につきましては、総務部の総合企画室が中心になって今対応しているところでありますが、まずは一生懸命職員頑張っていますので、その状況をしっかり把握をしながら、ただ、職員が不足するというような状況に至ったときには、しっかりした対応をしていきたいと、こう思います。

それと、JRの協議については、実はまずその前に、先ほども申し上げたのでありますが、ちょっと時間いただきまして、国忠議員からの一般質問におきまして、駅前の再整備については一旦立ちどまったらどうだという、そういった質問の中で、立ちどまらせていただいて、議員の皆様方からも数多くの意見いただきましたし、実際にJRを利用する方々からの御意見もいただいたし、市民の方々の御意見もいただいて、市長への手紙でも多数来ています。

そういった中で、あそこに1つの複合施設を建ててしまうと、将来的に30年、40年、50年、この施設を解体することはできない、そういったことも含めて、グリーン帯と一部多目的スペースということで、あの駅前についてはそのままの状態です。その後どう利用するのかということも含めて、5年後、10年後また出てくるかもしれないので、こういう立場で一つはやっていきたいと。

もう一つは、一番問題になっていたのは、やっぱりバスとJRの結節点の問題です。今はバスからおりて駅まで歩くと、こういった危険性もあるわけでありますから、この結節点をしっかりしていこうと、こういったことでJRと協議を今しているところであります。これは先ほど申し上げたとおり、宗谷本線の維持を含めた、そういったことも視野に入れながら行っているわけで、これはもう数度、総務部長が実際にJRの幹部職員と一緒に協議をしているということでありますから、そういった意味で、職員の体制については、部長以下みんなで頑張っているということですので、この辺についてはぜひ私も今後その状況を見ながら対応していきたいと思えます。

これからも議会の皆様方にも相談していくわけでありますが、先ほど私答弁申し上げたとおり、1つは市民の非常に要望の多い店舗スペース、もう一つは、結節点となる待合室、あるいは多目的スペース、それと、あそこを利用する方々だけでなく、まち行く市民も利用できるトイレの、立派なそれなりの清潔感のあるトイレ、こういったものも一緒にこの機会にJRと協議をしてあそこを改修できないかと、こういった今協議に入っているわけであって、これらについてはまた議会の皆様方ともしっかりと相談をしながら進めていきたい、こう思います。

職員の関係についてはそういったことで、状況を見ながら対応させていただきたい、こう思います。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 駅を建てて、バスと鉄道と、市で違う部署が対応しているから譲り合うということがないようにお願いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 次に、公契約条例の制定に向けた検討をと題して取り上げます。

まず、本市が公共調達基本方針を取り入れてから2カ年間の成果について伺います。基本方針に掲げられた4つの基本目標はどの程度達成されたのでしょうか。

次に、市役所新庁舎の建設工事を控えた今、建設労働者の待遇がしっかりと保障されるのかどうか、現行の公共調達基本方針からもう一步進み、拘束力のある条例が必要ではないかと考えるか否かを伺うものです。

また、本庁舎建設における設計施工の一括発注方式と、分離発注方式とでは、この4つの基本目標の3番目に掲げた地元優先発注と競争性の確保、多様な発注方式による雇用の安定はどのようになるのか、その点を比較して示されたく思います。

最近の例でいえば、旭川市は市役所新庁舎の建設を前にして公契約条例を制定しました。条例の内容的には、むしろ本市の公共調達基本方針よりも理念的かつ精神的なものであり、実効性がそう高くないという評価はできます。しかし、だからといって本市が基本方針を条例化することの妨げにはならないとも言えます。その点の見解を伺う次第です。よろしく御回答をお願いします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、公共調達基本指針導入後の成果についてです。

本市では、公共調達に係る基本的な考え方を明確にし、市が発注する建設工事等の入札、契約が適正に運用されるとともに、市民が安全・安心に働くことのできる労働環境が確立されることなどを目的に、平成27年に士別市公共調達基本指針を制定してまいりました。

この中で、施策の柱となる基本目標として、1つには、公平・公正で透明性の高い入札、契約制度の確立、2つには、公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な履行の確保、3つには、地域経済の活性化と企業の育成、4つには、適正な労働環境の確立を掲げ、市が担うべき取り組みを進めてまいりました。

本指針に基づくこれまでの主な取り組みとしては、まず予定価格の事後公表や入札結果の公表に加え、27年10月からは、入札公告及び通知を行った建設工事等について、積算内訳書の事後公表を行うとともに、入札執行記録についても公表をしているところです。

これらのように、一層の情報提供と公開に努めることで、入札及び契約制度の透明性や客観性の向上が図られているものと考えております。

また、従前の前金払い制度に加え、本年度からは、必要に応じて当初の前払い金に追加して、契約金額の2割を支払いすることができる中間前金払い制度を導入したところであり、建設業者への資金調達の円滑化を図ったところです。更に、最低賃金や労働関係法令の遵守を促し、働きやすい労働環境の確保に努めることはもとより、29年度、30年度の競争入札参加資格審査からは、社会保険等の加入状況を要件としたところであり、適正な労働環境の確立と労働者の福祉向上を図っています。

こうした取り組みにより、基本目標の達成に向けて着実に前進しているものと確信しているところであり、今後においても社会情勢の変化や関係法令の改正に応じて適宜見直しを図りながら、基本理念及び基本目標に沿った取り組みを進めてまいります。

次に、本庁舎建設に当たっての建設労働者の待遇についてです。

本市では、公共調達基本指針の基本目標の一つに、さきに申し上げましたが、地域経済の活性化と企業の育成を掲げており、地元企業の参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性や合理性の確保に配慮しつつ、工事の特性や受注者側の体制などに応じた発注方法の選定を行っております。

また、工事等の適正な施行を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施行体制が確立されていることが重要であるため、下請契約状況の把握や下請代金の支払いについても適正に行われるよう書類等での確認を行っているほか、ダンピング対策の強化として低入札価格調査制度を拡充し、下請業者や労働者への不当なしわ寄せ防止などにも努めているところです。

本庁舎の改築工事についても、本指針に基づき、地域経済の活性化や地元企業の育成を促し、雇用の安定につながるよう努めていく考えであり、建設労働者についても、関係法令にのっとり適切に処遇されているものと判断しておりますことから、お話のあった条例の制定については、現段階では必要ではないと考えるものであります。

次に、本庁舎建設に当たっての発注方式についてです。

近年、工事において適用される発注方法は多様であり、お話にあった設計施工一括発注方式と分離発注方式もその一つです。

一般的な考え方といたしまして、設計施工一括発注方式は、実施設計から施工まで一連の工程を一括して契約することから、施工のノウハウを生かした設計を初め建設資材や労働者の早期確保により高い品質と施工期間の遵守を可能としている一方、代表企業の設計施工能力が問われるものであります。

また、分離発注方式については、これまでも多く実施している従来型の発注方式ですが、本庁舎のような大規模な工事では、設計と施工の責任所在の分散や各工区における労働者の確保などの課題があります。

本庁舎の建設工事の発注方法については検討段階ではありますが、本指針ではその工事の特性に応じた発注方法により発注を行うこと、また、地元優先の発注と競争性の確保により地域経済の活性化や地元企業の育成を促し、雇用の安定に努めることを目標としておりますことから、多くの地元企業の参入機会を確保する発注方式の決定に努めてまいります。

次に、旭川市の条例制定を例にお話がございました。

賃金条項を含む公契約条例を制定した自治体としては、21年に千葉県野田市が制定して以降、これまでに全国で18自治体あり、賃金額を定めない基本条例のほか、本市のように公共サービス基本法の趣旨に基づく自治体要綱や指針などを含めると、27年度までに50を超える自治体が

公契約制度に係る取り組みを進めているところです。

道内では、25年に札幌市において議会での1年半余りの議論を経て条例案が否決されて以降、新たな制定はされていない状況でしたが、昨年12月に旭川市において道内初となる公契約条例が制定されました。旭川市の条例は、条文に賃金下限額の設定を盛り込まない、いわゆる理念型の内容となっております。

一般的に条例には大きく2つの考え方があり、一つは、自治体固有の課題の解決や全市民が共有すべき理念などを定める、いわば精神的よりどころとするもの。もう一つは、特に解決すべき事案について法的な拘束力、すなわち行政処分などの強制力を持たせる趣旨のものです。公契約条例制定の本質は、理念や精神的よりどころの意味を含みつつも、法的な拘束力や強制力をもって課題解決を行うことに、より重要性があると認識しております。

本市の状況については、現在の指針による運用により、公契約に関する適正性を担保できるものと考えており、現状を上回る法的拘束力や強制力を必要としない限りにおいては、条例化の必要はないものと考えております。

なお、旭川市の場合、施行後2年以内に学識経験者などの意見を踏まえて運用状況を検討し必要な措置を講ずるものとされております。こうした動きも踏まえ、本市においても道内自治体等の動向を注視しながら、現行基本指針のあり方について社会情勢の変化や労働法制の動きなども考慮する中で、適切に対応してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 第3のテーマは、本市公共施設のエネルギー問題について何点かお尋ねします。

今し方のテーマで取り上げた市役所新庁舎の問題ですが、設計者からの仕様の中に冷暖房が入っております。御承知のとおり、現有庁舎は暖房のみで冷房はありません。確かに真夏の数週間、特に南側に面した部署である税務課やこども・子育て応援室などが大変暑いのは、私もよく理解しています。そこではブラインドを下げ、扇風機を多数回して何とかしのいでいます。

しかし、新庁舎になって冷房が入ると、今度はその分、電気代などがかさむのが目に見えていないでしょうか。私は天井に取りつける扇風機、いわゆるシーリングファンを設置することや、最近たくさん出てきたパソコンのUSBポートにつなぐタイプの扇風機で職員個々が暑さをしのげるのではないかと考える次第です。この点、見解を伺います。

次に、設定温度の問題です。

北海道を初め、暖房を20度に設定などのいわゆるウォームビズの取り組みをしている自治体も多くなっています。本市においては、私が見るところ、全くそのようなキャンペーン、運動が見当たらず、公共施設の暖房は、ある意味、管理担当者がたまたま寒がりな人だとか、暑がりな人だとか、その一存に任されています。その結果として、年度末に暖房費が足りないなどという事態が発生することになります。どうして設定温度の目安を決めないのでしょうか。

例えば20度設定で年間160日、1日8時間暖房を運転したら、消費する灯油が何千リットルとかいったふうに経験値が出てくるから、予算も立てやすいのではないかとつくづく思うのですが。

次に、照明類のLED化について進捗状況を伺います。そして、コスト節減などの効果はどのように上がっているのかも、この際お聞きします。

この照明についてですが、例えば士別市総合体育館では、競技団体からの要望なのか、白昼でも全ての暗幕をおろし、そして全ての照明をつけた中で競技していることがほとんどです。例えば士別市PTA連合会の親睦行事であるミニバレー大会ですらそうです。他方で、トイレは1日消灯していますが、照明は全部つけながらトイレの消灯にこだわるというのは、全く倒錯したことはないでしょうか。こういった現状では、公共施設のコスト節減など夢のまた夢ではないでしょうか。

さて、このたび公共施設マネジメント計画がスタートしますが、公共施設の床面積2割削減と同時に、ランニングコストも相当に削らなくてはいけないのではないのでしょうか。そういった視点をこのマネジメント計画に反映する必要はないのでしょうか。年度末に公共施設や学校の光熱費を逐一補正して増やしていく余裕は、今後はだんだんなくなっていくのではないかと考えています。場当たり式ではなく、計画的なエネルギー使用を目標に取り組んでいていただきたいのですが、いかがでしょうか。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、新庁舎における冷房設備の導入についてです。

新庁舎の設計に当たっては、基本計画において、士別らしさを感じられ、親しまれる庁舎を基本方針の一つとして定めたところであり、市民と行政が協働、交流、参加できるコミュニティー庁舎を目指すとともに、全ての人々が利用しやすい庁舎となるよう、窓口やコミュニティースペースを1階に集約するなど検討を進めています。

冷房設備については、単なる職員の事務作業スペースとして考えるのであれば、整備の必要性を疑問視されることも理解できる場所ですが、市民の利用が多い窓口や待ち合いロビー、市民活動や多目的な利用を想定しているコミュニティースペースのほか、プライバシーに配慮した相談室などについては、市民の皆さんが一定の時間を過ごす空間となります。また、各種審議会や委員会もこれまで同様、本庁舎の会議室で開催することを想定しています。

こうした中で、快適に手続や相談をし、また、市民活動やさまざまな会議なども行う上で、冷房設備は必要な機能であると考えています。あわせて、将来のランニングコストを考慮した断熱工法や、寒暖差の大きい地域特性を生かした換気設備の導入などについても引き続き検討を進める考えであり、省エネルギーに向けては十分意を配してまいります。

次に、暖房の温度設定に関してです。

冬期間における暖房の温度設定などを統一的に示す取り組みは、北海道庁や他の一部自治体

においてウォームビズなどとして取り組まれているところですが、本市においては、特に取り組んでいる状況にはありません。

本市の公共施設は、本庁舎を初め老朽化した建物が多く、断熱性能が著しく低い建物も存在しています。特に本庁舎は温度管理が極めて難しい施設であり、その対応に苦慮しているところです。現在は市民が訪れる1階フロアを基準に、おおむね21度となるようボイラーの運転を調整していますが、1階から4階までの各諸室に温度差が生じるとともに、室温を一定に保つことが難しい状況にあります。

他の公共施設においては、その施設の利用状況に合わせた室温設定を行っており、いきいき健康センターなどの高齢者の利用が多い施設のほか、保育所や児童館など子供たちが過ごす施設については、おおむね23度を目安に、天候や施設の断熱性能も考慮し、利用者の体感に合わせて管理をしているところです。

なお、施設によっては蓄熱式暖房を用いていることから、外気温の急激な変化に対し、速やかに室温の変更ができないところもあり、一時的に暑かったり寒かったりする場合があります。

このような状況から、全ての公共施設の設定温度を一律に定めることは難しいものと考えますが、平成29年度に改定を予定している土別市地球温暖化対策職員実行計画において、省エネ型のワークスタイルとして、膝かけの利用や暖かく働きやすい服装など、職員のウォームビズの励行を盛り込むことで、暖房費の抑制も含め、利用者に合わせて適正な温度管理に引き続き努めます。

次に、照明のLED化の効果と進捗についてです。

23年12月から長期的、継続的な省エネ・節電効果及び照明能力の実証を目的に、多寄出張所事務室の蛍光灯照明をLED化し、使用電力量の推移を調査しています。24年1月からの各月の使用電力量は、交換前の約70%前後で推移していることから、節電効果が得られており、また、照度についてもこれまで事務に支障なく確保されています。

公共施設におけるLED化の進捗状況についてですが、新設のものでは23年度以降に建設した市営住宅の廊下、階段などの共用部で導入を図っているほか、上士別小・中学校、いきいき健康センターにおいては、全照明設備に使用しています。更に、4月から供用開始する環境センターでは、一部を除きほとんどの照明に使用しており、29年度から工事を実施する北地区子どもセンターにおいても全照明に導入を予定しているなど、今後建設される施設は可能な限り全てをLEDとする考えです。

既設の公共施設における導入につきましては、LED照明の特徴として、従来の照明と比較して寿命が長いとはいえ高価となることから、公共施設マネジメント計画との整合性を図りながら、導入について検討してまいります。

次に、総合体育館における照明の利用についてです。

自然光が注ぐ窓は、2階部分の北側、南側、東側に設置されており、ミニバレーボールやバドミントンなど特に上部を見上げる競技においては、プレーに支障を及ぼすことから、遮光カ

ーテンで自然光を遮り、照明を点灯している状況です。一方、レクリエーション的な使用の場合等はさほど照明を要さないことから、間引きし照明点灯を行うなど、状況に応じて対応しています。

照明を初めとする施設のコストダウンについては、行財政改革大綱実施計画で取り組むこととしており、小まめな消灯、間引き点灯など励行していますが、市民が利用する施設については、利用者、団体などの意向を考慮しつつ、日ごろよりコスト意識を持ちながら節電に努めてまいります。

次に、公共施設マネジメント基本計画では、維持管理費や施設運営費を初めとするランニングコストに関しても抑制を図っていくため、その手法について示しています。具体的には、包括的な施設管理の民間委託や更なる指定管理制度の導入など、より一層民間活力を導入すること、また、修繕履歴や点検結果等の情報を一元化し、計画的な予防保全や長寿命化などに向けた進捗管理を行うこと、更に、建てかえに当たっては、費用を抑えた建築手法を取り入れるなどがあり、今後はこの基本計画に基づいて公共施設全体のライフサイクルコスト抑制に向けて取り組みを進めます。

本市の公共施設においては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法に基づき、毎年エネルギーの使用状況を経済産業省に報告しています。この報告においては、原油換算したエネルギー使用量を延べ床面積で除して算出したエネルギーの使用に係る原単位を年度の指標としており、暖房のみに限定した数値ではありませんが、過去5年度間の平均変化が98.8%と、エネルギー使用量は減少傾向にあります。

今後もエネルギー管理体制の整備並びに実態把握に努め、公共施設マネジメント計画の進捗とあわせ、エネルギー使用の節減を図ってまいります。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再質問します。

設定温度について、大体ウォームビズというと、道内でも北海道庁を初め札幌市だとかいろんなところでウォームビズの取り組みされていますけれども、設定温度を20度にしようというのが大体標準ですよ。今の市庁舎についても言及されていましたが、ここは古い暖房だから、設定温度何度というふうに押せない、そういう液晶があつて何度というふうにはできるわけではないので、私は暑がりですけども、正直ここ寒いと思っています。

だけれども、高齢者の施設、子供の施設で分けて言及ありましたけれども、高齢者は新陳代謝も悪くなってくるし、設定温度高くなってもしようがないとは思いますが、子供の施設で23度というのが、非常に疑問なんです。赤ちゃんならわかりますけれども。

私、ちょっと児童館についても入ったことありますけれども、職員の方は寒い寒いと言って、暖房いっぱい入れて23度になっているんですけども、子供はもう肌着で走り回っているんですよ。やっぱりそういう状況なのに、何か子供の施設は高くするんだというのは、ちょっと変

なことを言ってしまうかもしれませんが、インフルエンザウイルスがやっぱり蔓延するだとか、そういう影響もあるんですね。なので、子供の施設も、赤ちゃんを除いて、やっぱり20度ぐらいが普通は適度なのではないかなと思うんですね。

本市においては、ちょっと公共部門はあれですけども、民間企業でも、北海道あったまろうキャンペーン制度というのに登録しておられる企業があります。大野土建株式会社さんですけども、この北海道あったまろうキャンペーン制度の企業登録をすると、室温を20度で設定しようというようなキャンペーンなんですけれども、そういう民間企業もありますし、何か23度というのはすごく違和感があったんですけども、この点、もう一回再質問してもよろしいですか。

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 今、子供の施設ということに言及されましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

おおむね23度を目安にということではありますが、例えば、あけぼの子どもセンターで申し上げますと、暖房については7系統ということになりまして、事務室、また子供たちが遊ぶ遊戯室等々ございます。事務室については、あの施設は玄関からすぐ事務室につながっているということもあるものですから、若干設定温度は高くなって、そこで約23度ぐらいということで、子供の学童室、遊戯室、これらについては、ほぼ室温については今21度ということになってございますので、全ての場所で23度をキープしているという状況ではございませんので、その時々で。ただ、この施設については、サーマスラブという断熱・暖房工法を用いております、温度設定を変えても3日ぐらいその温度の部分を変更にかかるということもございますので、その季節に合わせた形で徐々にその温度設定を変更するというところもあるものですから、基本的に子供たちが活発に活動するところというのは、温度設定については低く設定しているところであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますけれども、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩といたします。

(午前 11時56分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番 齊藤 昇議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 第1回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

初めに、市政執行方針についてであります。牧野市長の2期目の任期も最終年を迎えてい

ます。こうした中で、今定例会の初日には、平成29年度の市政執行方針が示されました。執行方針で牧野市長は、マニフェストに掲げた3つのまちづくりの36項目について、総合計画との整合を図りつつ、社会動向や財政状況、政策進捗度などを踏まえ、実施計画の見直しや事業の再評価のもとに推進してきた。議会や市民の理解のもとに、全ての項目について達成または着手することができたと述べています。また、1期目で植え育てたまちづくりの木をこの4年間で更に大きく育て、たくさんの実をつけるため、全身全霊を傾注して取り組んできたと述べられています。

このような中で、2期目の集大成となる新年度においては、どのような考えを基本として市政のかじ取りを進める考えか、これまでの7年間を踏まえ、引き続き実施する事業のほか、総仕上げとして位置づけている事業などもあると思うけれども、特に新たな事業としてはどのようなものかを考え、その成果として、どのようなことに期待し、目標としているのか伺いたい。子育て、健康長寿を初めとして、さまざまなソフト事業も予定しているようであるが、特にどのような事業に重点を置いて取り組む考えか、その理由を含め伺いたいと思います。

また、全市民的な最大の取り組みとして、次期の総合計画の策定作業があるわけだが、現時点においては計画どおり進捗しているのか、更に現状を踏まえ、新年度においてはどのようなスケジュールで進める考えなのか伺っておきたいと思います。加えて、総合計画に連動して、ほかにも数多くの個別計画の策定が予定されているようでありませけれども、どのようなものがあるのか、改めて具体的にお示しいただきたいと思います。

それぞれ各種計画については総合計画と整合した内容にならなければならないが、これら各種計画の策定に当たっては、どのような方針で臨み、どのような計画をしていく考えなのか、伺っておきたいと思います。

これらのほか、地方版総合戦略にかかわっては、平成27年の第2回定例会での質問に対して、総合計画と整合性も確保する中で事業展開すると答弁されているが、新年度においてはどのような事業を進める考えなのか。

最後に、厳しい財政状況の中で、予算概要に示されているように、多くのハード事業、ソフト事業を進めるに当たって、財源確保の見通しについては全く問題がないのかを確認しておきたいと思います。

中期財政フレームに関しては、財政調整基金については計画どおり確保できるとのことだが、公債費比率は既に計画を上回ることが明らかとされている。この間の政策において、財源面で大きく状況が異なった理由を説明願うとともに、今後の財政見通しと新年度の各事業の財源手当の整合がとられているのか、答弁を求めておきたいと思います。

特に本市における喫緊かつ最重点課題である市立病院の経営改善に向けては、地方公営企業法の全部適用を目指すとされており、その考え方や病床数の取り扱いについては議会全員協議会の場で三好副院長から説明を受けているところであるが、改めて市全体の財政と市立病院の経営との関係も含めて、市長からその考えと意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、新年度に向けての基本的な考えや主要事業、総合計画などのほか、病院経営にかかわっては基本的な考え方について答弁申し上げ、改革プラン改定の概要については、市立病院副院長から答弁申し上げます。

私は平成25年9月の2期目就任以来、まちを元気にすることを常に念頭に置き、基幹産業や地域経済の活性化、地域医療を初めとした市民の暮らしの向上など、「やさしいまち」「たくましいまち」「あたらしいまち」の創造に全力を尽くしてきました。残りの任期も半年余りとなりましたが、新年度においても、この地の1人の声こそ原点の考えに基づき、座して待つのではなく、市民の輪の中に入り、対話、調和、市民の輪を基本としながら市政運営に全力投球してまいります。

そこで、29年度の主な新規事業と期待する事業効果についてです。

1つには、マニフェスト事業の一つであり、子育て日本一を目指す拠点施設として、北地区子どもセンターの建設に着手します。この施設には、放課後等デイサービスや障害児相談支援の機能を併設させ、さまざまな支援が必要な子供たちやその保護者に、より充実したサービスを提供するとともに、生き生きとした子供たちの育成の場と、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

また、旧温根別中学校体育館を活用した温根別地域交流事業を実施し、地域の皆さんが自主的、主体的にスポーツや文化、交流活動に参加する機会を充実します。この事業によって、地域の皆さんが更に市民自治と活力あるコミュニティーづくりを進められ、他のモデルとなることにも期待しています。

重点的なソフト事業として、いきいき健康センターでは、介護予防や健康づくり活動などのほか、幅広い年齢層の市民の利用を更に促すとともに、サフォークジムの充実を初め健康長寿に向けた取り組みを推進します。また、若年者の健診導入や認知症対策としてのチェックサイトの開設など、疾病の予防や早期対応にも努めます。

合宿の聖地創造に向けては、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、台湾ウエイトリフティング選手の合宿招致や土別地域日台親善協会との連携のもとに、経済や文化を初め幅広い分野での友好交流と地域の活性化を目指します。

次に、次期総合計画の策定についてです。

これまで庁内策定本部における現計画の検証や、振興審議会での将来人口などについての議論、市民アンケート調査の実施などを進めてきたところであり、現在は地区別計画の策定に向けてワークショップによる協議を進めているとともに、中高生アンケート調査を実施する段階となっています。

今後、4月には基本理念や目指す都市像などの基本構想について審議し、6月を目途に基本

目標や地区別計画をまとめ、8月ころには実施事業の検討を順次進める予定です。更に10月には計画素案を取りまとめ、その後、市民説明会やパブリックコメントを経て第4回定例会に提案したいと考えており、庁内の検討や検討市民委員会での議論を精力的に行うなど、策定作業を鋭意進めてまいります。

次に、各個別計画についてです。

30年度を初年度とする個別計画として、保健福祉分野においては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を初め障がい福祉計画・障がい者福祉計画、子どもの権利に関する行動計画など6計画、行財政分野では、行財政改革大綱や定員適正化計画など6計画があり、農業分野では、農業・農村活性化計画、スポーツ分野では、スポーツ振興計画など全体で14の計画を29年度に策定する予定です。

これら個別計画の策定に当たっては、まちづくり基本条例に掲げられているとおり、総合計画との整合を図ることはもちろんのこと、現計画の成果の検証や課題の整理などを行うとともに、より効果的、効率的な事業による新たな施策の展開など、将来を見据えた計画づくりを基本方針として策定作業を進めます。あわせて、可能な限り市民参画と情報共有が図られるよう意を配してまいります。

次に、新年度における総合戦略の推進についてです。

農業の振興では、地方創生推進交付金を活用し、トヨタ自動車の生産ノウハウを大規模経営に導入する取り組みを初め、6次産業化に関するセミナーの開催や販路拡大に向けた取り組み、ふるさと給食の実施回数拡大など、農業未来都市創造に向けた取り組みを進めます。

また、合宿の推進では、陸上競技場や農業者トレーニングセンターのバリアフリー化などを行い、受け入れ環境を整備することに加え、日本・韓国・中国国際友好ウエイトリフティング大会の開催や、台湾とのスポーツ交流を軸とするホストタウンの推進など、合宿の聖地を目指した取り組みを展開します。

次に、今後の財政見通しについてです。

29年度の予算編成に当たっては、自主財源の柱である市税が前年比2.4%増となったものの、施設の維持管理費の増加から、この7年間で約10億円を積み増してきた財政調整基金のうち、8億円を活用し、収支均衡を図ることとなりました。

29年度までの3カ年の財政運営指針として策定した中期財政フレームの数値目標のうち、公債費依存度は、目標である14%を1.3ポイント上回る見込みとなっていますが、財政調整基金についてはおおむね10億円を確保できる見通しです。

この要因としては、過疎債ソフト事業分の特例措置活用による借入金の拡大に加え、環境センターや上士別小・中学校の事業費が当初見込みから大きく膨らんだほか、労務単価の改定による工事費の増加などの影響が挙げられます。

29年度予算ベースでの公債依存度については13.5%と、中期財政フレームの目標を5.8ポイント超過している状況にありますが、27年度決算ベースでの実質公債費比率では、20年度と比

較して約3ポイント改善している状況です。

今後、中期財政フレームの検証を踏まえ、公共施設マネジメント計画に基づく施設の再編方針をまとめた上で、30年度からの次期総合計画に反映させる一方、計画実行の裏づけとなる中長期的な指針として数値目標を盛り込んだ財政運営の戦略を新たに策定し、大局的見地に立った財政運営に努める考えです。

更に、行財政改革大綱の改定など抜本的な行財政改革に取り組むことで、地方債償還がピークを迎える30年代半ばにおいても実質公債費比率の健全化基準を堅持できるよう、引き続き健全な財政基盤の構築に努めてまいります。

次に、市財政と市立病院の経営改善についてです。

今回の市立病院経営改革プランの改定では、一般会計からの繰出基準を見直すとともに、3カ年間に限り、経営基盤強化に要する特別繰り出しを行うことにしており、29年度当初予算では10億3,500万円、病院建設時の起債償還終了後の30年度、31年度は約8億9,500万円、32年度は8億4,000万円の繰り出しを計画したところです。

しかしながら、市全体の財政事情に加え、予定事業などを考慮すると、今後においては、病院事業会計で収支不足が発生したとしても、これまでのように年度末に一般会計から補填できる状況にはないものと判断しており、仮に収支不足が生じた場合には、病院事業の経営努力によって計画的に解消を図ることを基本とする考えにあります。

私は市長に就任以来、地域医療政策にまさる政策なし、市民の生命、健康を守るのが最優先という思いで市政に取り組んでまいりましたし、今後もこの思いは変わることはありません。今回の地方公営企業法の全部適用を一つの契機として、医師を含めた病院職員が更に一丸となって病院経営に参画するという意識の高揚にも期待しているところですが、決して事業管理者に全てを委ねるだけではなく、病院開設者としての使命のもと、この地域に必要な医療を守るため、全力を尽くしてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君）（登壇） 私から、病院経営改革プラン改定の概要についてお答えいたします。

市立病院の経営については、平成27年度から30年度までを計画期間とする士別市立病院新経営改革プランに基づき、病棟再編による療養病棟の再開、名寄市立総合病院との救急搬送の連携強化などに取り組んできたところではありますが、入院・外来患者数がプラン策定時の見込みより減少し、平成27年度で約1億7,200万円、28年度においては当初より7,000万円ほど圧縮できるものの、現段階で2億2,000万円の収支不足が見込まれるなど、厳しい経営状況が続いています。

そうした状況の中、昨年12月に北海道が示した地域医療構想及び総務省の新公立病院改革ガイドラインに沿って計画を見直すもので、変更後の計画期間を平成29年度から32年度までとし、

その素案をさきの全員協議会で御説明させていただいたところであります。

今後の市立病院の目指す方向としては、前プランで掲げた長期入院体制の充実、在宅医療の充実、センター病院である名寄市立総合病院との連携強化及び機能分化の明確化、公立診療所、民間医療機関との連携強化、地域包括ケアシステムの中心としての取り組みの推進の5つの方針について、この地域の医療提供の重要課題であり、これを引き継ぐものであります。

そこで、今回の改定の主な内容であります。経営形態の見直しのほか、現在の患者数及び今後の医療需要を考慮し、許可病床を179床から148床に削減し、これに伴う一般会計からの繰出基準の見直しをしようとするものであります。

経営形態の見直しにつきましては、総務省の新公立病院改革ガイドラインにおいて、指定管理、独立行政法人化、民間移譲、地方公営企業法の全部適用のいずれかの移行が求められ、その移行スケジュールを計画に明記することとされたものであります。

本市の規模の病院では、指定管理、独立行政法人化、民間移譲のいずれも難しい状況にあることに加え、民間病院がない地域において公立・公的病院としての使命を果たすためには、事業管理者に対し経営責任を明確にするとともに、人事・予算等にかかわる権限を付与し、より自律的な経営が可能となるよう、地方公営企業法の全部適用が最善と考え、その移行時期を平成30年4月としたところであります。

また、許可病床の削減であります。現在の入院患者の実態に合わせ、一般病棟60床、療養病棟2病棟で88床の計148床にすることで、総務省が定める不採算地区病院に該当することになります。このことにより、起債借入時の優遇措置、特別交付税措置のほか、総務省の繰出基準に該当することになります。その繰出額については、各自治体で独自で定めるものであります。本市においては、不採算地区病院の特別交付税算定の病床単価を用いて1億5,000万円と計画をいたしました。

28年度においては、看護師が減少する中、これまで減少を続けていた入院患者数が4.8%増加し、経費面では出張医報酬について、常勤医師の努力により約4,000万円の削減を行ったほか、昨年8月に常勤の内科医を確保でき、診療体制の充実が図られたことなど改善の兆しが見え始めてきているところであります。今後は毎年度プランの点検、検証、その結果の公表を行うとともに、患者確保に努め、プランで計画した一般会計からの繰入金の中で収支均衡を目指してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 今後、一般会計からの新たな繰り入れは予定しないで頑張っているんだと、全くよろしい。だけれども、赤字が出たら、それは病院の負債がどんどん増えていく、そういうことにつながっていくのではないかと。これは今までそういう決意でやってこなかったのかといったら、それはそうではないと思うんだけど、相当な努力をしてもこれだけの赤字になってきたわけだから、本当に赤字を出さないで、病院の独立採算制、これをきちんと守っ

ていくために、病院職員一丸となって頑張る、そういう決意は副院長の頭の中、そして全職員のものにそれぞれしていく、どう考えて実行していこうとするのか、この際お聞かせいただきたい。

○議長（丹 正臣君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） まず、今回選択した公営企業法の全部適用なんですけれども、前回の国の平成20年度から24年度までの改革のガイドライン、その中でも経営形態の変更というのは求められていたわけなんですけれども、今回ほど強くは求められていませんでした。

その中で、全国で先に全部適用等をこれまで取り組んでいる病院、26年3月時点になりますけれども、全国の中で4割ほど全部適用を選んでいると。指定管理、独立行政法人というのは、それぞれ1割以下なんですけれども、その中で、これは先行事例のところを対象に国がとったアンケートの中でも、やはり全部適用したところの意義というものが、6割から7割は職員の意識が変わったというような部分があります。

これまで決して一般会計に、結果的には最終追加で補正をいただいていますけれども、かなり毎年2億円というような金額をいただいています。そういった中で、職員に説明会をずっとしてきた中で、やはり病院職員についても危機意識を持ってきています。

その結果として、昨年であれば、病棟の看護師が八十数名いたんですけれども、現在の体制の中では、たしか68名の看護師さんでやっています。そのかわり、大変な部分もあるんでしょうけれども、そういった部分についても、看護師というか、医療スタッフについても、意識というのは、全適になる前にやはりこういうのを選択しなければならない病院、いつまでも追加繰り出しをしているというわけにいかないという、そういう意識というのは少しずつ変わってきていると思います。

それと、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、これまで例えば土日や何かについて、出張医の先生に当番というか、当直や何かをお願いしていた部分を、先生方みずからやりましょと、ゴールデンウィークの期間とか、今年の正月についても、ほとんど自前の先生でやっていると、そういったことを、今年度からですけれども、医局会議等に我々事務職員も参加させていただいて、そういった部分を情報として常に協議をしていっている中で、意識が変わってきていると。

それに加えて、今度はやっぱりその意識を更に強めるために、全部適用というようなことをやって、仮に今の患者数の変動があって、一旦不良債務が何ぼか出ましたというふうになっても、それは病院内部で、まずは患者の確保で収益を上げて解消が一番いいんですけれども、そういうことができないときには、更なる改革を進めていくという、そういう議論を病院の中でまずはしていこうというふうに考えています。

だから、その年は不良債務が出たとしても、期間の中で2年、3年かける中で解消していくということを前提ということ、今後とも病院の中で意識を統一していこうというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、Wi-Fiの整備について質問いたします。

最近、多くの方がノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末といったモバイル機器を所有し、主に外出先や旅行先で無線LANを利用してインターネットに接続する機会が増えています。ICTインフラの中でも、特に災害に強く地域活性化のツールとしても有効な公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiスポットへの注目が高まっています。

Wi-Fiスポットは、電話回線が集中して混雑している状態のために利用できない場合でも、インターネットにアクセスしやすく、スマートフォンなどのようにWi-Fiの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害時でも有効に効果的に情報を受発信できる通信手段でもあります。また、外国人観光客を中心に、無料Wi-Fiの充実に対する要望が強く、国においても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国内外の観光客が手軽に情報を入手できるよう、観光拠点等におけるWi-Fi環境の充実も求められています。

総務省では、Wi-Fiの整備は官民連携が有効に機能するモデルであり、交通拠点、ホテル、コンビニ、飲食店、自販機等での民主導の整備と連携しながら、防災拠点など民間での意欲や主体性が期待できない部分については官主導で補完し、地域全体での整備を推進することが重要であるとされています。

このような中で、本市においてもホストタウンとしての取り組みや合宿の聖地づくり、あるいは誘致企業の出張者や観光客のニーズも踏まえると、さまざまな場所でのWi-Fi環境の充実是不可欠なものと考えます。

現在、本市におけるWi-Fiスポットは、民間のものを含めてどの程度あるのか、特に、市が設置している施設におけるWi-Fi環境はどのような整備状況になっているのか、また、その状況は他の自治体に比べておこなっているということはないのか、ICTインフラ、公衆無線LANについてはどのような認識を持っていられるのか。

現在、本市においては、いまだ携帯電話が通じない地域があり、日常生活や産業活動でも支障を来している。また、光回線についても、中心市街地の一部の地域に限られています。これらの改善も求められるとともに、あわせて災害時の体制強化の面からも、Wi-Fi環境の充実を図る必要があると考えるが、今後どのように環境整備を進めていく考えか伺いたいと思います。

また、災害対策基本法における避難場所や避難所、更に災害時の拠点となる官公署において、災害に強いWi-Fiを活用した情報受発信環境を整備する場合、国の事業費補助などが活用できないものなのか、お知らせいただきたいと思います。

加えて、市役所の新庁舎における情報通信環境の整備の考え方についても、この際、伺っておきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市におけるW i - F i スポットの状況としては、事業者が主体となり、コンビニエンスストアやドラッグストア、ガソリンスタンド、飲食チェーン店などに設置しているもののほか、士別グランドホテルやホテル美し乃湯温泉などの宿泊施設、なかむら斎場さくらホールなどで整備されています。

一方、本市が設置しているものとして、観光施設ではレストラン羊飼いの家、宿泊施設ではスポーツ合宿センター士別 i n n 翠月、朝日地域交流施設和が舎、サイクリングターミナルがあり、各宿泊施設では、民間のホテルと同様に利用者が無料でインターネットに接続することができます。

また、観光宿泊施設以外では、生涯学習情報センターいぶきに設置しているところです。以前からいぶきでは、市民が無料でインターネットを利用して調べ物や学習ができるよう、パソコン機器を配置したインターネットコーナーを設けてきました。しかし近年、施設の利用者から、個人が所有するタブレットやスマートフォンでもインターネットを利用できるようW i - F i 環境を希望する声が多くあったことから、昨年11月に、さほっちW i - F i フリースポットとして開設し、幅広く利用いただいているところです。

なお、この無料スポットの設置に当たっては、青少年の利用も想定されることから、有害サイトのフィルタリングサービスを利用し、いじめなどにつながるような掲示板や詐欺まがいのサイトには接続できないようにしているほか、市の情報発信の一環として、接続後には必ず最初に本市ポータルサイトが表示されるように設定しているところです。

利用状況としては、本年1月の1カ月間では延べ380人、1人当たり平均2.8時間となっております。年配の方の利用も見られるところです。また、地下1階のオープンスペースでタブレットなどを使って学習する中学生や高校生を初め市民や団体が視聴覚室で研修会や講演会を開く際にも活用されており、市民の生涯学習活動推進の一助にもなっているところです。

他の自治体の状況としては、本市を含めて道内123の市町村で公営のW i - F i 環境が整備されており、本庁舎や支所などを初め、道の駅などの観光施設のほか、本市と同様に図書館や文化センターなどの社会教育施設に設置されています。

次に、防災体制の視点からの整備について御質問がありました。

防災等に資するW i - F i 環境の整備については、災害の発生に伴う避難所での生活などを想定し、停電や携帯電話が不通となった場合でも、必要な情報の収集、伝達手段を確保することを目的とした設備の構築に対して国の補助制度が設けられています。

斉藤議員のお話のとおり、I C T技術、特にW i - F i の利活用については、行政サービスの向上を初め観光や福祉、防災の面などさまざまな分野で大きな役割を果たすものと考えます。

公共施設でのW i - F i 環境の整備は、さまざまな市民活動の促進のほか、観光客を初めとした来訪者や施設利用者の利便性向上につながると考えられることから、今後それぞれの観光施設や文化・スポーツ施設ごとにニーズや利用可能性も把握しながら、その設置について検討

していく考えです。また、避難所等での整備に当たっては、先進事例を参考に、国の補助事業を活用した導入について調査研究を進めてまいります。

あわせて、光回線によるブロードバンド化については、中央市街地や朝日地区などで整備されており、年々サービス提供エリアが拡大されているところですが、全市的な整備には至っていない状況にあることから、未提供エリア解消に向け、携帯電話の不感地帯の解消と同様、今後も事業者に対して要望してまいります。

最後に、新庁舎における情報通信環境については、防災拠点としての機能はもとより、ペーパーレス化に向けたタブレットによる会議形態や市民が集うコミュニティ庁舎としてさまざまな活用を想定するコミュニティースペースなどにおいてWi-Fi環境を整備するなど、市民の安全・安心を守り、質の高い行政サービスを提供するとともに、市民に親しまれる庁舎となるよう引き続き検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成29年第1回定例会に当たり、通告に従いまして、一括方式にて一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、女性活躍推進法に基づく士別市特定事業主行動計画についてお伺いいたします。

本格的な人口減少時代をどう乗り越えるか。厚生労働省の推計によると、昨年の出生数は過去最少の約98万人で、統計開始から初めて100万人の大台を割り込むこととなりました。言うまでもなく、人口の減少は、個人消費や労働力の低下を招いて経済の発展を阻害し、年金、医療、介護など社会保障制度の基盤を揺るがすおそれがあります。人口減少が社会の活力を奪い、更なる人口減少が進むといった悪循環を防ぐ手だてが必要となってきます。

その一つが、今政府が進める、女性や若者、高齢者らの活力を生かす一億総活躍社会の実現であります。中でも女性の活躍推進は最重要課題と考えます。男女雇用機会均等法が施行されて約30年強、性別を理由にした雇用上の差別は禁止され、育児休業や短時間勤務など仕事と育児の両立を支援する制度も整備されてきました。

しかし、国の調査によると、企業や官庁の管理職で女性が占める割合は、今も1割程度にすぎない状況であります。働いていた女性の62%は出産を機に退職を余儀なくされ、男女間の格差は依然として大きい状況です。政府は2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に拡大する目標を掲げ、昨年4月に本題の女性活躍推進法の施行となりました。

そこで、本市においても、女性活躍推進法に基づく士別市特定事業主行動計画が平成28年4月1日に策定されました。女性の活躍のための環境を着実に整えることこそ、困難な時代を乗り越える鍵にはほかならないことであると考えます。

以上のようなことから、本市を特定事業主とする行動計画ではありますが、行政がまずは率先して民間の見本となるよう取り組むべきと考えることから、今回この質問をするものであり

ます。

加えて、定例会初日、市長の市政執行方針でも触れられておりました男女共同参画実現に向けた、この法に基づく女性の活躍推進計画を包含するものとして、30年度を初年度とする次期の行動計画を策定するということでもあります。よって、その策定には大いに期待するところがありますが、まずは、それは現時点でどのような構想で考えられておられるのかお知らせいただきたいと思います。

次に、女性活躍推進法に基づく士別市特定事業主行動計画の進捗状況等についてお聞きいたします。

この行動計画の3つの柱、1つ目に、男性職員の育児参加に係る制度の活用、2つ目に、超過勤務の縮減、3つ目に、女性職員の管理職登用の推進を目標に掲げましたが、どうだったのでしょうか。

毎年の総括は、3月が過ぎた時点で特定事業主行動計画推進委員会において意見を取りまとめ、市のホームページ等で達成状況を公表することになっておりますが、今の段階でわかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

加えて、目標の3つ目、女性職員の管理職登用の推進では、その目標達成の取り組み策の中で、各種研修や市内団体への積極的な派遣を行うとなっておりますが、それが行われているのかもあわせてお知らせいただきたいと思います。

ところで、この計画とよく似た次世代育成支援対策推進法に基づく士別市特定事業主行動計画があります。平成27年から平成39年の計画期間で、平成27年から平成31年までの5年間を前期期間として定められています。内容は、超過勤務の削減、男性職員の積極的な制度の活用として、育児休業等を取得しやすい環境づくりなど、重複した内容が計画されています。女性活躍推進法に基づく行動計画があっさりした内容にも感じますが、両者の整合性、計画期間も近いことから、今後の計画の見直し等も考えられるのか、お答えいただきたいと思います。

最後に、総じて今年が女性の活躍が更に加速する1年となることを期待いたしまして、この質問は終わります。

2点目は、市営住宅についてお聞きします。

私は、平成27年第2回定例会で、士別市公営住宅等長寿命化計画に触れ、本市の公営住宅の管理戸数が多いのではということについて質問しましたが、今回は別な角度で何点かお聞きしたいと思います。

まず、住宅料、家賃の算出方法についてお聞きします。

これをお聞きする背景は、固定資産の見直しに関する陳情書が最近上げられたことによるものです。内容の趣旨は、固定資産の実勢価格が下がっている状況の中、本市の固定資産税が高過ぎるので、見直しができないかという意見であります。

固定資産税は市税ですが、その算出は、総務大臣が定める固定資産評価基準によって税額が決定されているものであり、家屋の評価においては、再建築方式、評価時点において、

その建物と同一のものを新築する場合に必要な建築費、いわゆる再建築費をもとに税額が計算されています。

よって、地方税法の中で定められた方法により算出されており、同じ構造の建物であれば、全国どこでも同じ評価となります。また、固定資産税は、固定資産そのものに着目して課税される税金であるため、当該所有者の担税力があるかどうかは考慮されない性質のものであります。

しかしながら、最近の戸建て住宅は、10年、20年前のそれと比べ坪単価も数段に高くなっており、建築費はかなり高額となっています。つまり、所有者の固定資産税額も当然高くなっている状況であります。

今回、市営住宅を借りた場合の家賃の算出についても、それと同様に、近年の構造や建築費を反映されたものになっているのか、応能・応益の算出方法になっているのかという考えから、この質問をするものであります。

本市の市営住宅も、公営住宅法に基づき運営されているところでありますが、この法律は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているとあります。よって、その本来の目的、住宅に困窮する低額所得者に住宅を賃貸している制度が大前提にあることは認識しているつもりであります。

しかし、収入基準以上の方も入居している現状の中で、これらのことはどうなのだろうかということが今回の趣旨であります。そういった意味合いを組み込んでいただき、住宅料の算出方法を教えていただきたいと思えます。

また、この法では、収入超過者、高額所得者は入居できないことになっていると思えますが、入居途中でそうなる場合もあると思えますが、その場合の本市の取り扱いもあわせて教えていただきたいと思えます。

次に、単身高齢者の方が入居している場合の対応等についてお伺いします。

国土交通省は今年1月25日、公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定についてと題する通知を発信しました。これは各地で起きている入居者の死亡後に家財道具などが長期間放置される問題について、自治体による残置物の速やかな移動、保管、処分を促すため、取り扱いを明文化したものです。

内閣府の高齢社会白書によると、2014年の65歳以上の単独世帯数は595万世帯で、91万世帯だった1980年の実に6.5倍に達しているようです。今回の通知は、こうした高齢化の進展を踏まえ、今後も増えると予想される公営住宅の単身入居者が家財道具を残したまま死亡するケースに備えるものであります。

本市のこうした事例の有無はわかりませんが、今後本市でも超高齢化社会に向け、このようなことが十分起きることが予想されます。本市としても、財産権を侵害しないように留意し、民法や公営住宅法の規定にのっとった形で対応しなければならず、その対応策が準備されてい

るかどうか、2点目はお聞きするものであります。

3点目は、安全で快適な教育環境の構築に向けてというテーマのもと、小・中学校の耐震化の現状と洋式トイレの設置状況等についてお伺いしたいと思います。

文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等のつり天井の落下防止対策については、平成27年までの完了を目標にその推進がなされているところであります。同省が公表する公立小・中学校の構造体の耐震化率は、平成28年4月1日現在で、前年度から2.5ポイント上昇し98.1%、屋内つり天井等の落下防止対策の実施率は95%となり、おおむね完了している状況のようではありますが、学校統合などのさまざまな個別事情により、耐震化が未実施の建物も全国で2,200棟ほど残っているようであります。

そこでお尋ねいたしますが、本市の耐震化の達成状況はどうなっているのでしょうか。また、平成29年度は朝日中学校の耐力度調査が予算措置されておりますが、今後の取り組み状況、計画をお知らせいただきたいと思えます。

更に、前述したように、文科省が求める耐震化は平成27年までの完了目標ということですが、その後も国からの財源措置、10分の5.5とお聞きしましたが、今後も適用になるのか、あわせてお知らせいただきたいと思えます。

次に、洋式トイレの設置状況等についてお聞きいたします。

他の公共施設の洋式化もありますが、ここでは小・中学校の洋式トイレに絞って話を進めたいと思えます。

まず、本市の設置状況はどうなっているのかお伺いいたします。他市や全道ベースから見てどうなのでしょう。国の調査では、全国の公立小・中学校にある約140万の便器のうち、洋式は43%にとどまっているようであります。残る和式トイレについては、老朽化による不衛生の状況や苦手意識などを理由に子供たちが利用を我慢する傾向が指摘されております。休み時間になると、和式トイレがあいているのに、洋式トイレに列ができ、時間内に用が足せない児童もいるということであります。

更に、全国の小・中学校の教職員を対象にした調査、学校のトイレ研究会2015年度全国国公立小学校調査をもとに作成されたものでは、児童・生徒たちのために改善が必要と思われる学校設備をトイレと答えた割合は59%で、2位のパソコン、電子黒板、3位の省エネ型空調機への変更を抑え、断トツの1位であります。災害時には避難所ともなっている学校のトイレは、高齢者の利用や衛生面から、洋式化にすることは喫緊の課題であると考えます。

本市では、1年間で5基程度のペースで小・中学校の洋式化を進めていますが、これでは全てを推し進めるのに20年はかかる計算になるのではないのでしょうか。小・中学生は1日の大半を学校で過ごし、トイレの洋式化の必要性は、前述したように現場の教職員の声でもあります。更に、市内小・中学校の中でも、100%洋式化されている学校と、されていない学校があり、非常に不公平感がある現状であります。安全で快適な教育環境を構築するために、学校トイレの洋式化の促進は、子供たちに目を向けた英断と考えることから、本市にこの件について御所

見を求め、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、女性活躍推進法に基づく本市の特定事業主行動計画について答弁申し上げ、市営住宅については建設水道部長から、安全で快適な教育環境の構築に向けてについては教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、女性活躍推進法に基づく本市の特定事業主行動計画についてです。

この計画では、男性職員の育児参加に係る制度の活用、超過勤務の縮減、女性職員の管理職登用の推進の3つを基本目標に掲げました。

本行動計画の策定に当たっては、女性職員の採用割合や女性管理職の割合など、国が示している基本項目のうち、7つの必須項目について本市の現状を把握し、これにより明らかとなった3つの事項を目標に設定したところです。

本年度はこの行動計画の初年度であり、まだ1年を経過していないことから、その実績や成果を申し上げる段階にはありませんが、男性職員の育児参加のための休暇取得や超過勤務の縮減に向けたノー残業デーの推進などについては、一定の効果が出始めているものと捉えています。

また、女性管理職登用の推進に関する取り組みとしては、今後の職制能力の向上に向けた主査職、主幹職研修を女性職員の参加も得て実施したところです。この研修では、マネジメントやリーダーシップなどをテーマとしたカリキュラムを中心に管理能力を高める機会を設けたところであり、受講した職員からは、大変有意義であり今後に生かしたいとの意見が多数あったところです。

次に、本市における女性管理職の登用状況としては、昨年4月時点で医療職を除く99人の管理職のうち、女性職員は20人と、全体の20%を超えているところであり、今後も積極的な登用に努めてまいります。なお、本年度においては、市内団体への女性職員の派遣は行っていません。

谷議員のお話のとおり、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法の2つの特定事業主行動計画は、根拠法こそ異なるものの、目指すところは男女の区別なく働きやすい職場環境づくりであり、共通する部分が多いものとなっています。

特に、女性活躍推進法に基づく行動計画は、国の指針に示された必須項目による計画であることから、他の計画に比べて簡易な印象を受けるところですが、その時々の実態に即し、適宜見直しを行うなどの工夫も必要と存じます。したがって、柔軟な対応にも努めながら、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との整合性や関連性にも配慮し、生きた計画となるよう取り扱うとともに、これら2つの行動計画をより実効性のあるものとするため、着実な実践に努めてまいります。

次に、次期の男女共同参画行動計画についてです。

市政執行方針でも申し上げたとおり、平成30年度を初年度とする次期の男女共同参画行動計画においては、基本的に努力義務とされている女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を包含するものとして策定してまいります。

こうした中で、女性が生きがいを持って参画できる地域づくりや、働きたい女性が仕事と生活を両立するために多様な働き方を選択できる環境づくりなどを目指す視点で策定することが必要と考えています。

これまでも、男女共同参画条例の制定や第2期男女共同参画行動計画の策定を通じて、性別にとらわれない意識の醸成に努めてきましたが、女性活躍推進計画を包含することで、市民の意識はもとより、企業や団体での意識啓発や多方面での連携を図ってまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から、市営住宅についてお答えいたします。

初めに、住宅使用料の算出方法についてです。

使用料の算定に当たっては、公営住宅法で定めた入居者の収入に応じた家賃算定基礎額をもとに、国が公示する市町村立地係数、床面積に対応した規模係数、建設からの経過年数係数、駅からの距離等による利便性係数など4項目の係数を用いた計算式により、世帯ごとの使用料を決定しています。また、算定方式の応能負担等の考え方については、まず、応能負担では、使用料算定の基準となる収入を8区分としていることで、収入に見合った適正な使用料の設定に努めており、応益負担では、エレベーターや暖房機など各種設備の設置状況を利便性係数に反映しています。

なお、建物の構造や建築コスト等については、公営住宅制度の本来の目的から、使用料の算定には反映しないこととしています。

次に、入居後の収入が基準額を超えた場合の対応についてです。

世帯の収入の状況については、毎年実施する収入申告により入居者全員の年間合計所得から、扶養、寡婦、障害等の控除額を差し引き、1カ月当たりの政令月収額を算出した上で、使用料の再計算を実施しています。

収入が基準内の世帯を本来入居者、引き続き3年以上入居し収入基準を超えた世帯を収入超過者、5年以上入居し、かつ直近2年間の政令月収が31万3,000円を超えた世帯を高額所得者として区分し、収入超過者に対しては、明け渡し努力義務に基づき勧告を実施し、また、高額所得者に対しては、勧告後に明け渡し請求を行っているところです。

なお、収入超過者に対する使用料の算定については、民間賃貸住宅を参考とした近傍同種の家賃を超えない範囲で使用料を割り増しし、高額所得者にあつては、近傍同種の家賃としています。

次に、単身高齢者の方が入居されている場合の対応についてです。

本年2月末の公営住宅の入居実態は、総入居数1,051世帯のうち、単身が449世帯、このうち

の約7割に相当する316世帯が65歳以上といった状況であります。現在まで単身で入居されている方の死亡に伴う残置物の整理に関しては、弁護士が相続財産管理人となり整理に当たった事例が1件ありましたが、相続人が不明で残置物が長期間放置され、その対応に苦慮したといった事案は発生しておりません。

しかしながら、核家族化や高齢化が進む中であって、このような問題は全国で拡大傾向にあります。こうした事案に対応する条例整備等については、北海道が主催した公営住宅管理担当者会議において検討した経過がありますが、民法上の相続人の財産権の保護を初め、残置物の移動及び保管に関する権限と費用負担、住宅の貸し出しを中断した期間に対する賠償請求など、複雑な要素がかかわってくることから、制度の確立には至っていない状況となっています。

谷議員お話しのとおり、このたび国土交通省から公営住宅での単身入居者死亡後の残置物への対応方針により、一定の考え方が示されたことで、制度確立の動きが加速するものと考えています。

本市においても、こうした方針を参考に、法に基づく私有財産の保護及び公営住宅の適切かつ合理的な運営管理、双方の視点を補完した条例、規則等の整備に向け、北海道など関係機関と連携するなど取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 私から、安全で快適な教育環境の構築に向けての御質問にお答えします。

初めに、小・中学校の耐震化の現状についてお答えします。

市内の小・中学校のうち、現在耐震化が必要な学校及び建物棟数は、士別西小学校が4棟、中士別小学校が2棟、温根別小学校が1棟、朝日中学校が2棟で、計4校9棟であり、平成29年3月の耐震化率は67.9%となっております。

このうち、温根別小学校については、体育館の耐震改修を29年度中に実施、完了する予定であり、中士別小学校についても29年度末をもって士別小学校に統合されますことから、29年度末における耐震改修率は76.9%となる見込みです。

士別西小学校については、本年2月に改定しました士別市小中学校適正配置計画に基づき、30年度末の士別小学校及び士別南小学校との統合に向けて、保護者や地域の方々と調整を進めていくところであり、朝日中学校については、29年度に校舎の耐力度調査を実施し、構造上危険な状態にある建物と診断された場合は、国庫補助率が10分の5.5である危険建物の改築に係る交付金事業を活用し、糸魚小学校が所有する設備等の利用も検討しつつ、改築工事を進めてまいりたいと考えています。

また、耐震補強に対する国からの補助につきましては、当初、27年度末までとされていた地震防災対策特別措置法による国庫補助率のかさ上げ規定が32年度末まで延長されたことにより、国庫補助率が原則の3分の1から、耐震補強については3分の2に、改築については2

分の1へのかさ上げが維持されたところでは。

小・中学校の屋内運動場等におけるつり天井の落下防止対策については、改修が必要な5校のうち、土別南中学校及び土別小学校でつり天井の撤去工事を終えたところであり、29年度においては多寄中学校の工事及び土別中学校の事前調査を実施します。また、残る2校につきましても、30年度に土別中学校、31年度に糸魚小学校の工事を実施する予定です。

次に、洋式トイレの設置状況についてお答えします。

28年4月1日現在における本市の小・中学校における児童・生徒用トイレの洋式化の割合は55.8%であり、昨年、文部科学省が公表した公立小・中学校施設のトイレの状況調査の結果について示された全国平均の43.3%、北海道の51.3%を上回っております。また、教職員用トイレについても、児童・生徒用とほぼ同程度の設置状況となっておりますが、温根別小学校においては、洋式トイレが1基も設置されていないことから、29年度において男女それぞれ1基を洋式トイレに改修します。

平成20年の総務省統計局の調査によれば、一般家庭における洋式トイレの普及率は90%であり、現在は99%を超えているという見方もあり、和式トイレを見たことがないという子供も増えてきています。

議員お話のとおり、和式トイレに苦手意識を持つ子供がいること、また、和式トイレはその形状から、洋式トイレと比較して排泄物が飛散しやすく、衛生面から不安視される声もあることから、学校現場におけるトイレの洋式化は、児童・生徒が安全・安心に学校生活を過ごす上でも重要な課題であります。

本市としては、いずれの学校においても今の校舎が建てられた当時と比較して、児童・生徒の数が減少している実態もありますことから、現状の学校規模に見合ったトイレの設置数について検討しつつ、よりスピード感を持って洋式化を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷議員。

○6番（谷 守君） では、3点目の洋式トイレについてちょっと述べさせてもらいます。

最後に、教育長のほうから、洋式化についてはスピード感を持って対応していくという非常に前向きなお話だったんですけれども、重ねて言わせていただければ、和式のトイレというのは、我々大人にとっても困った存在であって、当然、重なりますけれども、子供世代にとっては、自宅の洋式トイレで育った世代が、学校の和式トイレに戸惑って抵抗を覚えるということになります。話もしましたけれども。

そして、自宅に帰るまで耐えるつらさも当然想像にかたくないというところで、学業への影響はもちろん、健康面、便秘なども考えられることから、健康面への心配もあるということで、非常に、たかがトイレということでもありますけれども、洋式化が急がれる理由がそこにあるかと思えます。まして避難所になった場合、高齢者の方が体の悪いところをどうやって使うのかということを考えますと、早急に考えなければならないという形であると思えます。

前段の耐震化を優先して、洋式トイレはおろそかになるという実態がほとんどだと思いますけれども、聞くところによると、洋式トイレ1基で約60万円はかかるというところで、残り百何基、人口が減少して何基の計画になるかわからないですけれども、総額6,000万円として、国からの補助が3分の1あるというふうにお聞きしましたけれども、そんな中、予算としては、一般規模予算の0.2%程度ぐらいだと思います。そんな中、思い切ったスピード感で持っていくということでしたので、単年度までとはいかず、今後そういったことも考慮されてこの洋式化を進めていただきたいということを述べまして、私の質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時45分散会）